Criminal charges

May 10, 2016

June 9, 2015

Tokyo District Public Prosecutor's Office

Accuser

〒 261 - 0003

Address 6-18-9 Takahama Mihama Ward, Chiba City

Telephone 090-4824-7899

Occupation Joint Venture Company Future Representative

Birth date September 9, Showa 24 Showa

Name Nagano Yasuhiro

Accused person

Criminal law 194 Paragraph of special criminal officials abuse of official abilities and criminal law 172 False charges Criminal law Article 62 (1) Assistance for assistance

1) Lawyers in Kin Gungaku Lawyers Surname Name unknown

Chapter 1 . Purport of accusation

The accused brought psychological promotion of conducting acts against the following crimes made by the former offender.

Japan criminalized foreigners who illegally worked against "illegal employment" as "Immigration and Refugee Recognition Act (hereinafter referred to as" Immigration Act ")" Article 70 "Illegal Working Crime" and employed illegally worked employment By equality criminal disposition of both parties under Article 2 of the Immigration Act 73, "illegal employment promotion crime", it is prohibited to dispose of foreigners arbitrarily "equal under the law" of the Constitution of Japan We are legislating not to violate the international law.

However, in reality, we do not dispose of (illegally worked employers) as "illegal employment promotion crime", but criminalize (illegal workers only) criminalized themselves as "illegal workers," and ban them from the world.

This is contrary to international law which prohibited foreign discrimination arbitrarily. It is contrary to equality under the law of the Constitution of Japan.

If you do not dispose of businesses with "illegal employment promotion crime" that illegally worked, foreign nationals who were made illegally worked are also innocent (innocent) the logic of law. If so, of course, there is no one to help anyone to work illegally. This is governance under the law, respect for fundamental human rights, compliance with international law.

In the case of the aid to violate the Immigration Control Act that occurred in 2010, I did more criminal acts. Although we had not dispose of illegal workers as "illegal employment promotion crime", but only foreigners who illegally worked were punished by "illegal employment crime" and were exiled from abroad, "illegal employment promotion In order to pretend to be an equally disposal of an "assistant" of a third party in lieu of the employer of "crime", he criminalized a third party and sentenced the foreign national who worked illegally to "imprisonment punishment "And expelled it from abroad.

The third party is a Chinese "Kin Gungaku" who was a complaint with the whistleblower who offered an employment contract to the primary offender who is going to be employed.

"Kin Gungaku Academy" conceived with me is a special law that established for compliance with international law against a illegal act against Chinese illegal employment and aimed at aiding acts against illegal work and encouraging acts It was not illegal employment promotion crime, but illegally provided "false employment contract", so the status of residence was easily obtained. So I was in Japan. I was illegally working because I was in Japan. In the cause-and-effect relationship with, I was imprisoned with imprisonment (imprisonment punishment) abused the "criminal sin" of the criminal law which is the general law.

Aside from "Kin Gungaku" and I, as far as I can tell, in 2015, the Philippine Embassy staff and diplomat were also applied with criminal charges with "illegal guilty" with similar illegal logic.

My argument is that criminal acts aimed at assisting criminal laws are criminal acts in violation of applicable law for the following reasons. The charges of the accused are "criminal charges of false charges" of the criminal law, and it is "crime of abuse of the special public officer's authority."

1. The aid for assisting illegal employment is stipulated in Article 2, Article 73 of the Immigration Control Act, "Special Law", "Crime of Promoting Illegal Employment." As a formal offender, police officer, and public prosecutor also accept, "Kin Gungaku" does not

do the act prescribed in "illegal employment promotion crime".

- 2. None of the businesses hiring a former offender has been disposed of as an "illegal employment promotion crime" prescribed by the Immigration Control Law without the accusation. If so, then the husband who was hired was also acquitted without injustice. And there is no assistant of any kind.
- 3. Next, it can not be said that the provision of "Contents false employment contract" made it easier to acquire the status of residence. In addition,

 In addition,

Although it is said that they have acquired the status of residence easily, the conditions for granting status of residence are not stipulated by law, the conditions of granting are unpublished, they are given at discretion by the Minister of Justice and have made the status of residence easier I can not say.

As stipulated in the cancellation of the status of residence as stipulated in Article 22-4 of the Immigration Act as long as you have acquired your status of residence under "Contents of False Employment Contract" it is separate from illegal employment.

Even if you obtain the status of residence of international or technical skills from the Minister of Justice for "content false employment contract", if you work within the scope of the status of residence of international or technical skills or humanities, you will not become illegal (non-qualified) activities It is a trivial idea. Therefore, acquisition of status of residence and illegal work are not related at all.

Article 31 of the Constitution stipulates that "No person shall be deprived of its life or

liberty unless it is based on the procedures prescribed by the law, or can not impose any other punishment" (The provision of the law refers to the law established in the Diet In light of the provision of local councils), submission of employment contracts is not required by law or ministerial ordinance, but is requested by foreigners for submission by section manager and cooperated as a business operator, Even if it is false, there is no legal basis to impose criminal penalties on the case that the Minister of Justice gives at discretion. The only thing is that the Minister of Justice can cancel the status of residence as immigration by the Immigration Control Act.

The granting of status of residence is at the discretion of the Minister of Justice, but the Minister of Justice is not a law "ministerial ordinance" of the Ministry of Justice, and for technical and humanities international, it is stipulated as granting policy that you have specialized knowledge after graduating from university, junior college etc. As we can guess that "diploma" is a major factor of granting status of residence, it can not be said that employment contracts make it easier to obtain a status of residence.

I was in Japan because I got my status of residence. Although he said that he was in Japan, he said he was able to work illegally, but the status of residence is provided by the Minister of Justice at the discretion for undisclosed conditions.

Even after receiving the status of residence, furthermore the immigration permission (seal on the passport) is also unpublished permission conditions, allowing the foreign minister to reside (enter) by giving permission at the discretion. Therefore, even if the employment contract is false, it can not be said that it is easy to influence the discretionary authority of both Ministers.

In addition,

As a fact, since the Minister of Justice gives the status of residence at the discretion, accused persons were explained and operated as follows on the status of residence, such as by questioning with immigration.

- 1) If the status of residence qualification is satisfied in "diploma" and expert knowledge is found, if employment company is inappropriate or employment contract is false etc, please let foreigners change employment contract company and reapply I am doing.
- 2) Foreign residents who have engaged in employment contracts will be granted a status of residence to foreign individuals even if they do not enter the company with their status of residence, and after granting, they will work anywhere within the scope of status of residence (skills and humanities) This is free.
- 3) After acquiring the status of residence, even if you can not join the employment contract company, you can find employment in the range of your status of residence and work within a certain period of time, rather than immediately rescission of your status of residence.

Therefore, it can not be said that the provision of false employment contracts made it easy to acquire the status of residence, and there is no causal relation between acquisition of status of residence and illegal employment.

As stated above, even if you obtain the status of residence of technology and humanities internationally at the discretion of the Minister of Justice with "content false employment contract", if you work within the scope of the status of residence of technology and humanities internationally, you will not be illegally employed It is obvious that it is not self-evident that "content false employment contracts" and illegal work are

irrelevant.

It is self explanatory that they were illegal workers being the responsibility of employers who employed and worked foreigners with status of residence without the qualification to work.

As described above, according to the purpose of legislation of Immigration Control Act, aiding and promoting acts against illegal employment are unjustifiable as stipulated in "illegal employment promotion crime" and the application of assistance charges is illegal.

In 2015, a Chinese international student in Osaka hosted a hostess, was disposed of as "illegal work" and became "deportation", but it is fraudulent in trial as being unjust and has been innocent.

The reason for the judgment at this time is that it is not a main rule (law) of the immigration law, but a by-law (ministerial ordinance), because it is not permitted to work within 28 hours of work hours per week or work in sex business as a non-qualification activity, There was no indictment rejected.

Four. It is human rights violation against foreigners to assert that a foreigner will be in a criminal office if it is in Japan. And if foreigners are to be in Japan, it is abuse of assistance to assume that foreigners commit criminal offense if they commit a criminal act, people can not live with peace of mind.

Residents who are not criminal punishment due to causality that they made a crime because they made it possible to live in Japan rather than "illegal employment promotion crime" which stipulated the punishment of the aid acts against foreigners illegal

employment Applying the criminal law "assistance crime" for the reason of assisting the deletion. It is illegal for abuse of assistance sins.

Since we provided "(false) employment contract" to the former offender (requested by the section manager in charge of illegal employment), it was possible to obtain the status of residence easily (at the discretion of the Minister of Justice) at discretion. Since the status of residence was obtained, I was able to live in Japan (the foreign immigrant visa was obtained at the discretion of the foreign minister). I was able to work illegally because I was able to live in Japan. As stated earlier, even if it is "content false employment contract", obtaining acquisition of residence status and permission of immigration visa is nothing more than legal It is a vicious discrimination against foreigners that it is criminal that there is no basis, there is no causal relation clearly and because it was in Japan, it is a vicious discrimination against a foreigner, it is a human rights violation, and it is illegal because of abuse of assistance crime is.

In Japan, we refer to such a far-cryptic reasoning theory as "argue-making argument if wind blows". If the wind blows, why will the tuya be profitable ...? If you talk about causality, it is long. And there are various scenarios. In other words, the cause-and-effect relationship is "frustration".

If such a custom of applying assistance crime is rooted in a distant causal relationship, it is a terrible Japanese society. People can not live with peace of mind.

In addition,

I made it possible to live in Japan, so I was able to "work illegally". Therefore, although it says that the causal relationship is obvious, I lent a room of apartment to a foreigner so

that I could live in Japan. As being able to live in Japan, it is possible for homicide to be able to be applied to the owner of the apartment, the aiding crime of "murder guilt" can be applied? What? What? As this answer,

The interrogation police officer said, "President, because the Chinese have worked illegally, we can financially assist illegal work ... but if the Chinese were murderers, it would be an aid for murder guilt! Please put on! "We are already applying "murder guilt" of murder to the owner of the apartment.

If you think that Japanese who treat foreigners equally is not interesting, we are doing the murder as an assistant to this Japanese in discretion. The root of human rights abuses is because arbitrary foreign exclusion habits are rooted.

Therefore, the offense of the defendant appellant's offenses is the "criminal charges of false charges" of the criminal law and it is "a crime of abuse of the special public officer's authority."

Regarding individuals, we will state the facts of the complaint in Chapter 2, but the "crime of abuse of the special public officer's authority" is a crime established by abusing its authority and arresting and imprisoning others. Criminal constitution requirements of official abuses of special public officials As to the suitability,

- ① The principal is a special civil servant, $\cdot \cdot \cdot$ facts It is police officers, prosecutors and judges.
- 2 Having arrested and confined a person $\cdot \cdot \cdot$ It was arrested and confined as a fact.

violent and threatening but also victimized in practice It is said that it suffices if it is enough to oppose the freedom of decision making to the extent that the result can not be accepted to the person.

As for the police officer, Article 189 of the Code of Criminal Procedure, the police officers shall be appointed by other laws or the National Public Safety Commission or the prefectural public safety commissioner I will perform the duties as judicial police officials, as determined by the Association.

2 When a judicial police official thinks that there is a crime, it shall investigate the perpetrator and evidence. It is stipulated.

Therefore, it is illegal to conduct investigation, arrest and confinement, even though crime is not imagined, that is, it is not in violation of any law, it is a crime of abuse of the special public officer's authority.

As stated in the complaint facts, we urge freedom of decision making by exercising illegal content lie and arrest warrant etc, exercise authority on duties.

Criminal offense is established because this obvious illegal act is abuse of official abilities, since crimes of abusing ex official authority of special civil servants does not require deliberation.

Means for restoring honor is 'request retrial.' However, we can not request a re-trial of "mistake in application law". However, it can prosecute crimes of police officials and prosecutors involved in the case, and if the crime is confirmed, you can request "retrial."

I hope that the prosecution will voluntarily request a retrial as a proof that Japan's

judiciary realizes governance under the law, respect for basic human rights, and compliance with international law.

In addition,

Therefore, I will submit a letter of accuser though it will be several times.

The following acts of the accused shall be deemed to be persons falling under the penal code of Article 62, paragraph 1 of the criminal law against the crime criminal law 194 special officials abuse of the official authority and 172 criminal charges of criminal law so that the accused is severely punished I will accuse you to treat it.

Chapter 2 Accrual Facts

I. Criminal facts aided in assisting criminal offenses of special public servants

1. Police officers of the former criminal offenders illegally abused their own authority around the middle of June 2010, and although Kin Gungaku is not doing any criminal discipline or being doing criminal acts, the truth is The fact that it provided false employment contracts to the former offenders who illegally worked in falsely, pointing to the aid acts of Article 22 of Article 22 of the Immigration Control Act and providing them with a false claim is considered to be a criminal offense, In falsely claiming the arrest warrant to the Tokyo Simplified Court on suspicion of assisting the Immigration Act violation (activity outside the status of qualification), the accused issued a false claim and the accused issued abuse of the official authority and content illegal arrest warrant, Pressured the freedom of decision-making, did not have any duty to Kin Gungaku science, illegally arrested and captured and interrogated and interrogated, the acts of police officers fall under criminal abuse of 194 special criminal officials Thing.

The defendant's defense counsel's name unknown is a criminal act committed by a former offender who failed to investigate laws and regulations against the 37th Paragraph 1 of the Basic Lawyer's Duty Rules and pointed out the criminal facts of the former offender against the lawyers laws, It did not defend and refuses criminal acts made by the former criminal act as unwilling to be a legal expert in unnecessary accident, promoting the act of conduct psychologically, that is, it aided the crime.

In addition, if the accused person pointed out the criminal facts, it was obliged that the former offender had to admit the facts of the crime, the Kin Gungaku academy was immediately released, and the incident was obvious.

2. The police officers of the former offenders illegally abused their own authority around the beginning of July, 2010, although Kin Gungaku is not doing any criminal thought or criminal act, the truth is The fact that it provided false employment contracts to the former offenders who illegally worked as false, referring to the assistance acts of Article 4-4 of Article 22 of the Immigration Control Act, to the former offenders who worked illegally, said crimes are considered, and the police in Tokyo In false charge of the Kin Gungaku academic being held in the station for falsification of the Immigration Act (a non-qualification activity), a false claim to the Tokyo Simplified Court (re) arrest warrant, the accused himself abuses the official authority it has Content The illegal arrest warrant of lying and false charges the freedom of decision making, illegal arrests and detention without any obligation on Kin Gungaku academies, the acts of the police officers were 194 special It falls under the crime of abuse of public officer's authority.

1.

2. The defendant's defense counsel's name unknown is a criminal act committed by a former offender who failed to investigate laws and regulations against the 37th Paragraph 1 of the Basic Lawyer's Duty Rules and pointed out the criminal facts of the former offender against the lawyers laws, It did not defend and refuses criminal acts made by the former criminal act as unwilling to be a legal expert in unnecessary accident, promoting the act of conduct psychologically, that is, it aided the crime.

3.

4. In addition, if the accused person pointed out the criminal facts, it was obliged that the former offender had to admit the facts of the crime, the Kin Gungaku academy was immediately released, and the incident was obvious.

5.

6. 3. Prosecutors of formal offenses illegally abused their own authority around midJune 2010, while Kin Gungaku science has no criminal thought and is not doing criminal
acts, the truth is that of the Immigration Act Arriving at the police station in Tokyo,
saying that a crime was supposed to be offered to the former criminal who illegally
worked fraudulent employment contracts to falsely, pointing to the aid activity of Article
4-4 of Article 22 of the Status of Residence · We illegally obtain a detention request by
illegally claiming a detainee illegally by suspecting Kin Gungaku acumen under
incarceration for violation of immigration law (activity other than the status of
qualification), illegally acquiring a detention letter, abusing official authority, illegal
detention letter of false contents The pressure of freedom of decision and opportunity to
investigate and conduct illegal arrest detention without any obligation on Kin Gungaku
academy, the prosecutor's offense is one that falls under the criminal offense abusing ex
official authority of special criminal law 194 criminal law is.

7.

8. The defendant's defense counsel's name unknown is a criminal act committed by a former offender who failed to investigate laws and regulations against the 37th Paragraph 1 of the Basic Lawyer's Duty Rules and pointed out the criminal facts of the former offender against the lawyers laws, It did not defend and refuses criminal acts made by the former criminal act as unwilling to be a legal expert in unnecessary accident, promoting the act of conduct psychologically, that is, it aided the crime.

9.

- 10. In addition, if the accused person pointed out the criminal facts, it was obliged that the former offender had to admit the facts of the crime, the Kin Gungaku academy was immediately released, and the incident was obvious.
- 4. The prosecutor of the former offender illegally abused the authority which it has in the beginning of July, 2010. Kim Military does not do any criminal discipline and does not act criminal acts. The fact that the truth pointed to the assistance act of 4-4 of Article 22 of the Immigration Control Act and the content of false employment agreement was illegally worked was pointed out that a crime was considered to be offered. Then, we illegally (re-) requested a detention due to charges of assisting the Kin Gungaku academy under arrest / detention at the police station in Tokyo, for violating the immigration law (activity outside the status of qualification). And illegally acquiring a detention letter, abusing official authority, squeezing the freedom of decision with false illegal detention, lacking any obligation for money martial law, conduct illegal arrest detention and interrogation The reason for the prosecutor is that it falls under the criminal offense abuse of the special civil servant officials 194 criminal law.

The defendant's defense counsel's name unknown is a criminal act committed by a former offender who failed to investigate laws and regulations against the 37th Paragraph 1 of the Basic Law Attorney's Duties and pointed out the fact of the criminal

offense against the Attorney Law, It did not defend and refuses criminal acts made by the former criminal act as unwilling to be a legal expert in unnecessary accident, promoting the act of conduct psychologically, that is, it aided the crime.

In addition, if the accused person pointed out the criminal facts, it was obliged that the former offender had to admit the facts of the crime, the Kin Gungaku academy was immediately released, and the incident was obvious.

5. The prosecutor of the former offender took over from the interrogation prosecutor and illegally abuses the official authority which it has until around the end of October 2010 from around late July 2010 and no crime is considered a crime In spite of not doing criminal acts, the truth refers to the aid acts of Article 22-4-4 of the Immigration Control Act withdrawal of the status of residence, to falsehood, to the former criminal who illegally employed the false employment contract What I offered was that it was a crime and did not release Kin Gungaku acumen under imprisonment at an immigration camp (or a police station in the city) as a defendant for aiding invasion of immigration laws (activities outside the status of qualification) and around the end of October of the same year Illegal content in court illegal arrest confinement and confinement trial that started reading trial, pressed down on freedom of decision, no obligation on Kin Gungaku academy, tried to prosecute public prosecutor The cause of the criminal law 194 Special public official abolition of the authority It corresponds to a crime.

The defendant's defense counsel's name unknown is a criminal act committed by a former offender who failed to investigate laws and regulations against the 37th Paragraph 1 of the Basic Lawyer's Duty Rules and pointed out the criminal facts of the

former offender against the lawyers laws, It did not defend and refuses criminal acts made by the former criminal act as unwilling to be a legal expert in unnecessary accident, promoting the act of conduct psychologically, that is, it aided the crime.

In addition, if the accused person pointed out the criminal facts, it was obliged that the former offender had to admit the facts of the crime, the Kin Gungaku academy was immediately released, and the incident was obvious.

6. The judge of the former offender illegally abused the official authority which it has about mid June, 2010, although Kin Gungaku is not doing any criminal discipline and is not doing criminal acts, the truth is that of the Immigration Act The fact that providing a false employment contract to a former criminal who used illegal employment contracts to falsely, referring to the aid action of Article 22-4-4 of the Status of Residence, provided that the criminal proved to be a criminal offense, Abuse by the police officer illegally issuing arrest warrant claims by police officers due to alleged criminal charges such as criminal charges of under-qualification activities, illegally issuing arrest warrants illegally issuing arrest warrants, squeezing the freedom of decision making, It also caused illegal arrest / detention, and the judgment of the judge falls under the crime of abuse of the special public officer 's office 194 criminal law.

The defendant's defense counsel's name unknown is a criminal act committed by a former offender who failed to investigate laws and regulations against the 37th Paragraph 1 of the Basic Lawyer's Duty Rules and pointed out the criminal facts of the former offender against the lawyers laws, It did not defend and refuses criminal acts made by the former criminal act as unwilling to be a legal expert in unnecessary

accident, promoting the act of conduct psychologically, that is, it aided the crime.

In addition, if the accused person pointed out the criminal facts, it was obliged that the former offender had to admit the facts of the crime, the Kin Gungaku academy was immediately released, and the incident was obvious.

7. The judge of the former offender illegally abused the official authority which it has around the beginning of July, 2010, although Kin Gungaku is not doing any criminal discipline and is not doing criminal acts, the truth is that of the Immigration Act Arriving at the police station in Tokyo, saying that a crime was supposed to be offered to the former criminal who illegally worked fraudulent employment contracts to falsely, pointing to the aid activity of Article 4-4 of Article 22 of the Status of Residence · We urge police officers illegal (re) arrest warrant claim due to alleged infringement of immigration inspector violation of immigration law (activities outside the status of qualification) as lawful by law, issue illegal arrest warrant, intention The pressure of freedom of decision was imposed on illegal arrest detention without any duty to Kin Gungaku academy, and the judge 's act falls under the criminal abuse of 194 special criminal officials' criminal offense.

The defendant's defense counsel's name unknown is a criminal act committed by a former offender who failed to investigate laws and regulations against the 37th Paragraph 1 of the Basic Lawyer's Duty Rules and pointed out the criminal facts of the former offender against the lawyers laws, It did not defend and refuses criminal acts made by the former criminal act as unwilling to be a legal expert in unnecessary accident, promoting the act of conduct psychologically, that is, it aided the crime.

In addition, if the accused person pointed out the criminal facts, it was obliged that the former offender had to admit the facts of the crime, the Kin Gungaku academy was immediately released, and the incident was obvious.

8. The judge of the former offender illegally abused the official authority which it has about mid June, 2010, although Kin Gungaku is not doing any criminal discipline and is not doing criminal acts, the truth is that of the Immigration Act Arriving at the police station in Tokyo, saying that a crime was supposed to be offered to the former criminal who illegally worked fraudulent employment contracts to falsely, pointing to the aid activity of Article 4-4 of Article 22 of the Status of Residence · Illegitimate judgment of a judge's illegal detention waiver due to charges of assisting the immigration inspector's violation of immigration law (activity outside the status of qualification) by law, illegally issuing detention letter, freedom of decision making , And made illegal arrest / imprisonment without any obligation in Kin Gungaku science.

The defendant's defense counsel's name unknown is a criminal act committed by a former offender who failed to investigate laws and regulations against the 37th Paragraph 1 of the Basic Lawyer's Duty Rules and pointed out the criminal facts of the former offender against the lawyers laws, It did not defend and refuses criminal acts made by the former criminal act as unwilling to be a legal expert in unnecessary accident, promoting the act of conduct psychologically, that is, it aided the crime.

In addition, if the accused person pointed out the criminal facts, it was obliged that the former offender had to admit the facts of the crime, the Kin Gungaku academy was

immediately released, and the incident was obvious.

9. The defendant's defense counsel's name unknown is a criminal act committed by a former offender who failed to investigate laws and regulations against the 37th Paragraph 1 of the Basic Law Attorney's Duties and pointed out the fact of the criminal offense against the Attorney Law, It does not defend and does not point out the criminal act made by the former criminal act with unexpected accident as a law expert as lawfully, promoting the act of conduct psychologically, that is, it aided the crime, the judgment of the judge was criminal law Article 194 It falls under the crime of abuse of the special public servant's official authority.

The defendant's defense counsel's name unknown is a criminal act committed by a former offender who failed to investigate laws and regulations against the 37th Paragraph 1 of the Basic Lawyer's Duty Rules and pointed out the criminal facts of the former offender against the lawyers laws, It did not defend and refuses criminal acts made by the former criminal act as unwilling to be a legal expert in unnecessary accident, promoting the act of conduct psychologically, that is, it aided the crime.

In addition, if the accused person pointed out the criminal facts, it was obliged that the former offender had to admit the facts of the crime, the Kin Gungaku academy was immediately released, and the incident was obvious.

10. The judge of the former offender illegally abused the official authority which it has around the beginning of July, 2010, although Kin Gungaku academy is not doing any crime and is not doing criminal acts, the truth is that of the Immigration Act Arriving at

the police station in Tokyo, saying that a crime was supposed to be offered to the former criminal who illegally worked fraudulent employment contracts to falsely, pointing to the aid activity of Article 4-4 of Article 22 of the Status of Residence · Illegally recognize prosecutors' illegal (re-) detention-like claims due to suspected Kin Gungaku acumen under incarceration of immigration laws (activities outside the status of qualification), illegally issuing detention letters, The pressure of freedom of decision-making, Kin Gungaku academy has been made without any obligation, illegal arrest / detention, the judge's acts fall under criminal offense abuse of the special civil servants official criteria 194 criminal law.

The defendant's defense counsel's name unknown is a criminal act committed by a former offender who failed to investigate laws and regulations against the 37th Paragraph 1 of the Basic Lawyer's Duty Rules and pointed out the criminal facts of the former offender against the lawyers laws, It did not defend and refuses criminal acts made by the former criminal act as unwilling to be a legal expert in unnecessary accident, promoting the act of conduct psychologically, that is, it aided the crime.

In addition, if the accused person pointed out the criminal facts, it was obliged that the former offender had to admit the facts of the crime, the Kin Gungaku academy was immediately released, and the incident was obvious.

11. The judge of the former offender illegally abused the official authority which it has around the end of October, 2010, although Kin Gungaku is not doing any criminal discipline or being doing criminal acts, the truth is that of the Immigration Act The criminal that providing a false employment contract to a former offender who illegally

worked as a false point, referring to the assistance action of Article 4-4 of Article 22 of the Status of Residence, as a crime, the immigration detention center (or the police station in the city) Illegal content of the prosecutor due to a criminal charge for the immigration inspector violation of the immigration law (imprisonment activity) in the Kin Gungaku academically imprisoned in the court, without judging the lawyer as false by law, open the trial, open freedom of decision making It was squeezed and tried to make illegal arrest / imprisonment without any obligation on Kin Gungaku science, and the judge 's act is a crime of misuse of the official abuse of 194 special criminal officials.

Incidentally, the judge, Osamu Okabe, who is the judge of the accused, is the reasoning that the trough is profitable if the wind blows, even in the cause-and-effect relationship between the accuser's judgment letter and the cause-effect relationship of the assistance crime is carried out and evidence of the crime.

I made a bad judgment. Damage is being expanded day by day according to this precedent case.

The defendant's defense counsel's name unknown is a criminal act committed by a former offender who failed to investigate laws and regulations against the 37th Paragraph 1 of the Basic Lawyer's Duty Rules and pointed out the criminal facts of the former offender against the lawyers laws, It did not defend and refuses criminal acts made by the former criminal act as unwilling to be a legal expert in unnecessary accident, promoting the act of conduct psychologically, that is, it aided the crime.

In addition, if the accused person pointed out the criminal facts, it was obliged that the

former offender had to admit the facts of the crime, the Kin Gungaku academy was immediately released, and the incident was obvious.

For the above 11 cases of charges (criminal facts), the following supplements the purpose of arrest and detention

Because the purpose of billing such as arrest warrant and detention warrant is to aid criminal charges, we made investigation to prosecute to Tokyo District Court for the purpose of preparing and providing a false employment contract in aiding action to withdraw residence status It is to compose a record in the scenario of the accused and to compel confessions, but the act of proveing willfulness is illegal because the aid act of creating and offering a false employment contract is not a crime.

Since Refco is a large company with capital of 16,492,000 yen established in October 1988, Refco is believed that the criminal has great impact on society because it has a great impact on society.

The purpose of the criminal offense was to exploit the purpose of cancellation of the status of residence to prevent the act of promoting illegal work founded in 2004 and to combat both illegal workers who committed illegal work and those who accused the criminal law of illegal work and money martial arts By making it a criminal, seniors could not do, even if they do not criminalize the business with the illegal employment promotion crime, probably for the first time in violation of Immigration Control Act, by dispose of the assistant of cancellation of status of residence, it is illegal It is for making achievements that can criminalize a foreigner who has worked and to make a hand. In

fact, the Philippine Embassy staff and diplomats have been made a criminal in this manner.

The accused issued psychological promotion of conducting acts, not instructing criminal acts made by the former criminal act as unlawful as a law expert.

Below are reasons why crime is not considered and misconduct

"What crime does not come to mind and is not doing criminal acts" For more information, Chapter 1. I will reprint the essay of the crime of the former offender although it has been stated in the spirit of complaint.

This case is a crime prescribed by the Immigration Act. For illegal work, we will dispose of foreigners who have illegally worked in "unreported workers' offenses". It also stipulates that fair employees who illegally worked should be disposed of in a fair manner under the crime of promoting unlawful employment, which is an aid for illegal employment.

Therefore, concerning illegal employment of the Immigration Control Act, this incident must be completed by both charges. However, only the principal offender is criminalized by "unreported employment crime" and businesses that illegally worked are not being dispose fairly with the "crime of promoting unreasonable employment" which is a crime aid for illegal employment. Contents As a false employment contract was submitted and it was easy to acquire the status of residence so that the former offender was able to work illegally, he made the complainant a crime of aiding the illegal employment, but as stated in the purport of the complaint in the previous chapter, It is illegal.

Traditionally, only foreigners who illegally worked were arbitrarily criminalized by "fine for illegal employment", etc., withdrawn from the country and removed from the country, and businesses that illegally worked were not disposed of as illegal employment promotion crimes, Because it is not fair under the law, it is an act contrary to international law, so foreigners must also be acquitted, but in this case the defendant suede who is familiar with Immigration Law who wants to get a hand is conspired with the prosecutor, I planned a new way to dispose illegal workers without punishing the illegal workers by their passion.

To pretend to dispose the former offender who arrested illegally by illegal work not as a fine but also as a sentence for imprisonment as a criminal punishment, in order to pretend to dispose equally under the law, and also against international law, we made false charges In order to pretend that both parties of unlawful employment were criminalized, by making it as an assistant, I made up as a criminal of the criminal law aiding criminal law for violation of immigration law (activity outside the status of qualification). Therefore, I tried a crime of false arrest and false sending.

In addition,

The conditions for granting status of residence are unpublished, and the status of residence is the one that the Minister of Just grants at the discretion. Then, if the former offender has submitted a false employment contract and has obtained the status of residence of international or technical skills, the Minister of Justice shall, pursuant to Article 4-4 of Immigration Act 22, "cancel the status of residence Since the Immigration Control Law stipulates that it can do, there is no causal relationship between illegal employment and false employment contracts under the Immigration Control Act.

Even if a former offender has submitted false contracts of employment and obtained status of residence of technology and humanities internationally, it is self-evident that if you work within the scope of residence status it will not be "illegal work".

The truth is that illegal employment has been made because the former offense worked outside the scope of residence status. That is because some businesses hired formal offenders to make illegal work outside the status of qualification as stipulated by "illegal employment promotion crime".

Therefore, even if it is a false contract of employment, there is no causal connection with illegal employment, but it is a crime that a general public has abused by the immigration law or international law, and only foreigners are "illegal Working crime "as a criminal punishment as a criminal punishment and not only has a causal relationship with illegal work," In the argument that the tubers will blow if the wind blows ", illegal third parties irrelevant to illegal work are illegal I have made up as an assistant to work and abused the crime aiding criminal law.

Since Refco is a large company with capital of 16,492,000 yen established in October 1988, if the criminal is a criminal under the Kin Gungaku academy of the former employee, the impact on society is great, I thought that was big.

The purpose of the crime was a violation of the Immigration Control Act, which could not be done by senior policemen, prosecutors, judges, by making both offenders who worked illegally and charges aiding criminal law for illegal work a criminal, Probably making a record that can criminalize an illegal foreigner by disposing the assistant of the

cancellation of the status of residence without first criminalizing the business owner due to illegal employment promotion crime That's why.

In fact, the Philippine Embassy staff and diplomats have been made a criminal in this manner.

In addition, the Chinese are completely false because they can not be said as assisting the cancellation of the status of residence because they have not received the deportation even though the Minister of Justice has canceled the status of residence (Article 22-44).

Therefore, illegal acts of arrest and confinement of the accused who have made money offense no criminal acts, make them criminals with a means of illegal acts, and oppress the freedom of decision making by illegal means It is not mere negligence but a maliciously deliberate criminal act (described later).

Because the accuser pointed out the offense of the offender with the above-mentioned intention and asked for immediate release as it was a false crime, the former offender was forced to admit the crime, and it was self-evident that the Kin Gungaku academy was immediately released Yes.

However, the accused himself fails to investigate laws and regulations against criminal acts made by the former offender against the Article 37, paragraph 1 of the basic provisions of lawyers, points out the criminal facts of the former offenders against the lawyers law, defends the accusers In fact, it did not point out criminal acts made by the former criminal act as unwilling to be a law expert, and prompted the act of conduct

psychologically, that is, it aided the crime.

Therefore, the acts of the accused are those that assist the criminal act Article 62 (1) criminal offense against the criminal offense of Article 194 criminal law special public officer officials including the 11 police officers, the prosecutor, the judge.

II. Criminal fact of assisting false charges of charges

1. Police officers of formal offenses illegally abused their own authority around mid-June 2010, although Kin Gungaku has no criminal thought and is not acting as a criminal, the truth is the Immigration Act A person who wishes to obtain a handicap by falsely referring to the assistance action of 4-4 of Article 22 of the Status of Residence of the Status of Residence, unlike ordinary countermeasures against the illegal workers who are illegal workers, in violation of Immigration Control Act (activities outside the status of qualification) In order to plan severely imprisonment and to do it against international law, we must punish the employer who is the assistant of the Immigration Act by penalty for illegal employment promotion, but because I do not want to punish because of the circumstances, We planned to make them punish as substitute assistants and to punish them with criminal law and content The provision of false labor contracts to the former offenders who illegally worked is said to be a crime and assume the Kin Gungaku academy under arrest and confinement at the police station in Tokyo Assistance for invasion of immigration law (activity outside the status of qualification) It was a false allegation (inspection) by the Tokyo district public prosecutors office with a false criminal name with a charge of charge, and the acts of police officers fall under criminal law 172 false charges charges.

The defendant's defense counsel's name unknown is a criminal act committed by a former offender who failed to investigate laws and regulations against the 37th Paragraph 1 of the Basic Lawyer's Duty Rules and pointed out the criminal facts of the former offender against the lawyers laws, It did not defend and refuses criminal acts made by the former criminal act as unwilling to be a legal expert in unnecessary accident, promoting the act of conduct psychologically, that is, it aided the crime.

In addition, if the accused person pointed out the criminal facts, it was obliged that the former offender had to admit the facts of the crime, the Kin Gungaku academy was immediately released, and the incident was obvious.

2. The police officers of the former offenders illegally abused their own authority around the beginning of July, 2010, although Kin Gungaku academics are not doing any criminal discipline and do not act criminal, the truth is the Immigration Act A person who wishes to obtain a handicap by falsely referring to the assistance action of 4-4 of Article 22 of the Status of Residence of the Status of Residence, unlike ordinary countermeasures against the illegal workers who are illegal workers, in violation of Immigration Control Act (activities outside the status of qualification) In order to plan severely imprisonment and to do it against international law, we must punish the employer who is the assistant of the Immigration Act by penalty for illegal employment promotion, but because I do not want to punish because of the circumstances, We planned to make them punish as substitute assistants and to punish them with criminal law and content The provision of false labor contracts to the former offenders who illegally worked is said to be a crime

and assume the Kin Gungaku academy under arrest and confinement at the police station in Tokyo Assistance for invasion of immigration law (activity outside the status of qualification) It was a false accusation (extra delivery) by the Tokyo district public prosecutors office with a false criminal name with a charge, and the acts of the police officers fall under criminal law 172 false charges.

The defendant's defense counsel's name unknown is a criminal act committed by a former offender who failed to investigate laws and regulations against the 37th Paragraph 1 of the Basic Lawyer's Duty Rules and pointed out the criminal facts of the former offender against the lawyers laws, It did not defend and refuses criminal acts made by the former criminal act as unwilling to be a legal expert in unnecessary accident, promoting the act of conduct psychologically, that is, it aided the crime.

In addition, if the accused person pointed out the criminal facts, it was obliged that the former offender had to admit the facts of the crime, the Kin Gungaku academy was immediately released, and the incident was obvious.

3. Prosecutors of formal offenses illegally abused their own authority around the end of July, 2010, although Kin Gungaku is not doing any criminal discipline and does not conduct criminal acts, the truth is that of the Immigration Act The accused who wants to obtain a hand in false, pointing to the aid action of Article 4-4 of Article 22 of the Status of Residence, unlike ordinary countermeasures against the illegal workers, is strictly subject to immigration law (activity outside the status of qualification) In order to plan to imprisonment, and to do it against international law, we must punish employers who are assistants of Immigration Control Act with penalty for illegal employment promotion, but

because we do not want to punish them by passion, As a criminal offense, it is a crime that the fraudulent employment contract was planned to be punished as an alternate assistant and punished by criminal law, and as a crime it is a crime that a Kin Gungaku academy under arrest / confinement at the police station in the city was violated the immigration law (Under the auspices of assistance for activities outside the status of qualification), Tokyo Region The accusations of police officers fall under the Criminal Code Article 172 false charges and the prosecutor's offense falls under the Criminal Code Article 172 False Prosecution Crime, which was filed a false accusation (prosecution) to the court.

The defendant's defense counsel's name unknown is a criminal act committed by a former offender who failed to investigate laws and regulations against the 37th Paragraph 1 of the Basic Lawyer's Duty Rules and pointed out the criminal facts of the former offender against the lawyers laws, It did not defend and refuses criminal acts made by the former criminal act as unwilling to be a legal expert in unnecessary accident, promoting the act of conduct psychologically, that is, it aided the crime.

In addition, if the accused person pointed out the criminal facts, it was obliged that the former offender had to admit the facts of the crime, the Kin Gungaku academy was immediately released, and the incident was obvious.

4. Prosecutors of formal offenses illegally abused their own authority around the end of October, 2010, although Kin Gungaku science has no criminal thought and is not doing any criminal acts, the truth is that of the Immigration Act Despondent who wants to get in touch with the interrogation prosecutor for falsely referring to the aid act of 4-4 of the

revocation of the license 22, violation of the Immigration Act violating the immigration law (Since it made it severely imprisonment with activity), it is necessary to punish the employer who is the assistant of the Immigration Act against penalty for illegal employment in order not to contravene international law, but because I do not want to punish by the sentence , It is said that it was a crime that the funerary employment contract was provided as a criminal offense in order to punish Kim Mutualism as an alternate assistant and to pursue it under the criminal law as planned, the immigration detention center (or the police station in the city) I am imprisoned a Kin Gungaku academy imprisoned in law It was a false accusation (a requisition appeal) to the Tokyo District Court due to the assistance of anti - (activity outside the status of being engaged), and the prosecutor 's act falls under the Criminal Code Article 172 false charges.

The defendant's defense counsel's name unknown is a criminal act committed by a former offender who failed to investigate laws and regulations against the 37th Paragraph 1 of the Basic Lawyer's Duty Rules and pointed out the criminal facts of the former offender against the lawyers laws, It did not defend and refuses criminal acts made by the former criminal act as unwilling to be a legal expert in unnecessary accident, promoting the act of conduct psychologically, that is, it aided the crime.

In addition, if the accused person pointed out the criminal facts, it was obliged that the former offender had to admit the facts of the crime, the Kin Gungaku academy was immediately released, and the incident was obvious.

For the above four cases of accusations (criminal facts), the following supplements the

purpose of false accusations

I . It is the same as the criminal fact of assisting the special officials abuse of their own authority.

Therefore, because Golden Marty has made no criminal acts, he made him a criminal with a means of illegal acts, so the illegal false charge of the accused is not mere negligence but a malicious deliberate criminal act (see below).

Because the accuser pointed out the offense of the offender with the above-mentioned intention and asked for immediate release as it was a false crime, the former offender was forced to admit the crime, and it was self-evident that the Kin Gungaku academy was immediately released Yes.

However, the accused himself fails to investigate laws and regulations against criminal acts made by the former offender against the Article 37, paragraph 1 of the basic provisions of lawyers, points out the criminal facts of the former offenders against the lawyers law, defends the accusers In fact, it did not point out criminal acts made by the former criminal act as unwilling to be a law expert, and prompted the act of conduct psychologically, that is, it aided the crime.

Therefore, the cause of the accused is the criminal assistance crime of Article 62, paragraph 1 of the Penal Code against the criminal law 172 false charges filed by the former offenders including the above-mentioned four police officers and prosecutors.

- III. Malicious deliberate criminal act (about the intention of accusation fact)
- 1. If the wind blows, Okaya will make profit The conclusion of the formula is a chilling argument with a brute force causation.

Primary criminal false accusation · The criminal intent of arrest detention and detention was able to acquire the primary criminal status by accusers collusion with accomplishment Kin Gungaku academies and providing false employment contracts to the offenders who illegally worked. In addition,

The proper criminal was able to stay in Japan because the status of residence was obtained.

Since I stayed, I was able to work illegally.

Therefore, it was considered as a crime that committed the assistance of a violation of Immigration Control Act (illegal employment due to activities outside the status of qualification).

The causal relationship that is the reason is a clearly deliberate crime that apparently deprived the applicable law illegally, deviating largely from the intent of the Immigration Control Law, even the logic of assistance guilty.

If such a "wind blows, Okaya profitable" argument is permitted, I was able to work illegally because I was able to stay. The part of that, because he was able to stay, so that he could kill himself, it can also be a crime aid for murder charges.

The Chinese were able to stay in Japan because of their status of residence. I was able to borrow a room in the apartment, so I stayed in Japan. Because I stayed, I was able to work illegally ... I could kill myself because I was able to stay ... All the crimes that it takes to be able to stay can be a crime for assistance.

Of course, because it is an assistance sin, you have to be intentional,

Since we have decided the conclusion, we can make as many deliberations as we intentionally do.

Even in this case, Kim Military says that we transferred the share of remuneration (reward) to the bank.

The whistleblower did not provide false contracts of employment to the former officials, because we stopped hiring because we were unable to recruit regular employees in April that we were planning at Lehman shock.

If there is no Lehman shock, whistleblower will adopt it, it will be able to pin about 100,000 yen a month by hiring, so if you are an industry person, you can understand immediately that it is not necessary to adopt false recruitment. However, since special public officials are paid by tax, they do not understand business sense at all. So, the accused is a special civil servant who is unaware of changes in the economic situation such as the Lehman shock and so decides the regular employment contract as the false employment contract.

With this, I made up the material for the conclusion, but since I am an assistant sin,

"willful" is needed.

So, pay attention to receipt of gold meddling brokerage business, rewards for reward.

Since recruitment staff entrusted with recruitment are in an advantageous position, acceptance of reward will occur naturally in Chinese culture. Although this impression is not impressed, it is natural in Chinese culture, rather in Confucian culture, it is the same feeling as a reward for matches.

It is the same as not being able to work without bribery in the Chinese business. Of course, it does not understand Chinese culture, it seems immoral to a defendant who has never read a thesis. So, we make up that some of this remuneration has flown to the accusers.

Before arrest, the accused's policemen went to reconnaissance at a Kin Gungaku school store and knows that he is doing a brokerage work, and since the shop is a big restaurant with several employees, I understand that it is necessary to spend over 10 million yen to open a store.

Of course, this money is from funds for brokerage work, but even if we sum up all the rewards from four people it will not be 10 million yen. However, as forcibly a part has been flown to accusers, we will build up a willful intention. In addition,

Prosecutor Mai Nakano was also deposited to Lefco in trial

I concluded that "Kin Military" is the one that is credited with the name of "Kin" from the record of ordinary deposit.

Chinese say that it is not 100% to make a bank transfer with only "last name". I am not even a Japanese.

We also say that it is absolutely impossible to transfer money of remuneration (reward) to the bank, but police officers, prosecutors and others applied their own lifestyles to Chinese as they are.

However, Police officers, prosecutors, etc., thank you for mediation, medal, gifts, by bank transfer, Moreover, it was a shock to say that we are going only by "family name".

The accused himself seems to have felt that the relationship of providing false labor contracts to illegal work by seeing arrest warrants and indictment seemed to be a logical method of "If the wind blows, Tabloi is profitable", why cause causation If I pursue whether it will become or not, I think that the trick of cancellation of the status of residence is also found, so I feel the willingness beyond the unexpected accident.

2. Unwillingness

I did not know the existence of the status of status of residence, the cancellation of the status of residence of the Immigration Control Act (Article 22-4) and the crime of promoting illegal employment (Article 73-2), because I had forgotten, so excusing that it was mere negligence The

As a lawyer handling immigration cases related to illegal work, doing duties without neglecting laws and ordinances such as the purpose of the Immigration Control Act, the creation of related provisions, the purpose of amendment and its contents,

Because it is said that it is fully recognized in terms of the nature of the duty that an application error law can not be pointed out, a human rights violation that can not be irrevocably performed, and a victim is dragged down to the bottom of society is a disastrous result, so " You can say that.

Also, if a lawyer handling a violation of the Immigration Control Act says that he did not know the Immigration Control Act, it is not permissible because he does not form a body as a state of law.

Since the lawyer did not know the law,

People can not live with peace of mind if we adopt a mistaken application law.

Failing to investigate laws and ordinances contrary to Article 37, paragraph 1 of the Attorney Duties Basic Act, failing to defend the accusers by noting the facts of the criminal offense against the lawyers law contrary to the Attorney Law, criminal acts made by the former offender with unexpected accidents as legal experts It did not point out as legitimate as a law, promoting the act of conduct psychologically, that is, it assisted the crime.

If the accuser points out criminal facts, it is inevitable that the former offender must admit the facts of the crime, whistleblowers and Kin Gungaku academies are immediately released, and it is obvious that the case has ended You can prove it from.

3. Deliberate on the aiding act of the accused

A Kin Gungaku lawyer met with the first statutory. It is first and last.

A Kin Gungaku lawyer, when trial started, said, "I approve of everything" instead of Kin Gungaku academic, due to the approval or disapproval of a crime. It is selfish to admit, but Kim Mutualism was pitiful, unfamiliar with Japanese law.

The following is the background with the accused's lawyer Murakami, but the same can be said to counsel of Kim Military.

In addition,

Mr. Murakami came in contact with several copies of the Immigration Act on the evening of the day when the accused was arrested. Immigration law itself is a small law.

If you read a few times, even if you read over a few hours, legal survey can be more than enough.

Since this incident is not a matter of fighting facts from an accused person but a contest for criminal law,

If we abide by the basic rules of lawyer's duties, no tragedy such as subsequent trial, prison sentence or the like occurred.

The accuser's assault on assisting illegal employment is only a crime of promoting illegal employment.

In order to obtain the status of residence, the Immigration Control Act has conducted a fact investigation as necessary and the status of residence has been granted,

Even if you do wrong, it is a cancellation of your status of residence. Listen to allegations such as alike, carefully perusal the immigration law,

If we are listening to experts who are familiar with the Immigration Control Law, the reason for arresting the cancellation of the status of residence of the Immigration Act (Article 22-44), which is the reason for the arrest of assistance for illegal employment made by the former offender And

Application law errors could be discovered soon.

By focusing on police and prosecutors' claims, they moved on time lag in crime constitution requirements of assistance crime,

I did not listen to the accuser's argument as a procedure theory.

Although accusers are general education levels for law,

From the age of salaried workers, in China trade, I went to the Ministry of International Trade and Industry,

I checked related laws and tried not to violate it.

Even in corporate management, we are paying attention to compliance as legal compliance as a preparatory company for publications, attending seminars of experts such as the Commercial Law, and similarly confirming and practicing commercial laws.

Since I have also been practicing while checking on the Immigration Control Law by teaching at the immigration counselor, etc.,

In practical terms, I think I understood from a lawyer (Murakami). So I asked that I would like to have the Immigration Control Law and the Immigration Control Bylaw into the Tokyo Detention House, but only the detailed rules were put in.

This habit is due to accusers being computer engineers.

To understand, a huge amount of manual that can reach the ceiling,

Because I could not learn related skills, OS, language, etc. unless I read it many times.

And since the accuser was a system engineer (SE), application design in internal checking was to make basic job rules and detailed rules.

It is because we know well that it is necessary not only to make regulations but also to carry out in daily duties.

If the accused persons are doing their duties humbly according to the Lawyers' Law and the Basic Regulations of Attorney Duties, the applicable law error can be found easily,

The accused is the reason for arrest of assistance for illegal employment made by the former offender,

The reason for arrest is the rescission of the status of residence of the Immigration Control Act (Article 22-44)

It is a trivial reason that Kim Military was released soon as long as it pointed out the mistake in application law, argued for the criminal justice, and had legitimate legal procedures in the position of a defense counsel.

By criminal acts made by police officers, prosecutors, special public servants of judges

Only lawyers can legally open up arrest / detention without any obligation.

The reason for arrest is the rescission of the status of residence of the Immigration Control Act (Article 22-44)

Application law If you missed the mistake if you make an excuse to negligence,

Attorney Law, Lawyers' Duties Basic Regulations,

If this investigation of necessary laws and ordinances is carried out appropriately, this negligence will not happen.

We do not comply with the Lawyers Act and the basic rules of attorney duties,

It is a natural result that should have occurred and happened, and like an accident caused by drunk driving,

The fact that we do not abide by the Lawyer's Law and the Basic Lawyer's Duty Rules is unprecedented as the result is visible.

Not only does it not comply with the Lawyers Law and the basic rules of attorneys' duties,

Less experience in defense of criminal cases lacks confidence in defending criminal cases,

It is a prejudice that there are no legal mistakes in the reasons arresting police officials

and prosecutors,

As a consequence what we met with police and prosecutors investigation can only be said to have supported police and prosecutors' investigation.

This means that we will contact the prosecutor (Tokunaga) a couple of days after the arrest,

There is nothing meaningless as the prosecutor (Tokunaga) says,

It can be inferred also from not having taken any countermeasures by refusing to release on the ground that "there is no trial."

In the system industry of accusers, these conversations are said to be "not logical", but it is a meaningless conversation that has adhered to prosecutors, and I do not think it is a decent defense activity.

The acts of lawyers such as defendant's officials, acts of police officers, prosecutors, judges and others who constitute criminal acts,

It is obvious that not doing the basic duties as an attorney without complying with the Lawyers Law and the basic rules of attorney duties psychologically encouraged police officers, prosecutors and judges making crimes psychologically, Yes, it corresponds to an assistance crime.

Also, because it loses the trust of the lawyer system, it can lead to the collapse of the justice system, so severe disposal is necessary.

4. The Immigration Control Act violation (activity outside the status of qualification) incident is not an unusual case. The unwillingness of a lawyer is abnormal.

As a fact, the police detention center charged with a complainant was overflowing with an arrest of illegal work. It is not uncommon for illegal stay for over 10 years. In many cases, we will not dispose of employers without even arresting illegal employment due to passion, so among illegal foreigners who are illegally working, illegal residents usually do not carry out criminal treatment, is.

In many cases, the regular staying qualifications are illegally made to criminalize themselves against fairness against the law under the law and to arbitrarily move away from the country. However, in this case, because it is a regular staying qualification, in order to get a hand in imprisonment with a fine sentence as a penalty punishment, the conditions for granting a status of residence are not stipulated by the law and the Minister of Justice is unpublished granted Despite being awarded at discretion on the condition, the content is extremely malicious crime that applied fraudulent employment crime by forming false assistants with the provision of false employment contracts making it easy to obtain status of residence is.

As an aside, I think that I saw the following article if I read the newspaper every day.

A Chinese girls student in Osaka was working as a hostess and was arrested for illegal employment of activities outside the status of qualification and falls under the "cancellation of status of residence" so it was administrative disposition of deportation, but this international student rarely tried did.

As a result of the trial, the disposition has been canceled and won.

It is not ordinary rule but ministerial ordinance that we decided not to work in customs on study abroad visa.

Moreover, the reason that the academic achievement also often interferes with studies has been rejected.

The conditions for giving a status of residence are not stipulated by law and can not be said that it was privately held at the discretion of the Minister of Justice and did not facilitate the status of residence, and I also know that the submission of false documents is administrative penalty for deportation, 100 is also aware that criminal facts are the reasons for assisting "cancellation of status of residence", with the primary criminal as the reason for arrest, and the criminal attitude of abusing the official abduction of the primary offender dealing with the Immigration Act is a clear intention (recognized negligence).

Furthermore, after the arrest (June 14, 2010), the amendment to the Immigration Control Act, which came into effect on July 1, 2010, in the month of prosecution, entitled

"Cancellation of Status of Residence" to other foreigners Foreigners who assisted out the submission of lies or false documents are not eligible for criminal disposition, as the fact that the clause for deportation has been added and enforced, the assistance of fake documents for falsification of Immigration Control Act is not subject to criminal disposition It is obvious that it is deliberate (recognizable negligence) that the police officers who deal with the Immigration Act abuse the official abilities of their official authorities.

With respect to illegal employment, in order to avoid violating the Immigration Control Act (illegal employment), foreigners who have illegally worked as illegal workers for illegal employment, so as not to contravene the laws and international laws under the law, To criminal disposal of illegal employment by criminal offense is the purpose of the Immigration Bureau Law, it is not reasonable to apply non - illegal employment promotion crime to aid for illegal employment by the Immigration Control Act Judicial police officers who handle violation (illegal employment) cases, of course, were familiar with it, so to make reasons for assisting cancellation of status of residence against the illegal employment crime as the reason for assisting the criminal law is a planned intentions It is said that it is recognition (negligence with recognition).

As a fact, many violators of immigration law (illegal employment) arrest foreigners who have worked illegally but do not arrest the business in many cases, so when you do not punish an employer for illegal employment promotion, you are illegal Foreigners who worked were fully aware of the fact that they were not sentenced or sent a minor penalty and were transferred to the immigration office.

Therefore, illegal employment crimes related to the illegal employment of the Immigration Control Act, illegal employment conducive crime, because the law, such as visa cancellation is the crime of sufficiently understand, say that the criminal intent of the ex officio abuse is intentional (recognizing there is negligence) is.

A judicial police officer (Kaori) who thought that it would be released due to nonprosecution during interrogation said,

From now on, if you do not understand by the Immigration Control Law, please ask the police.

Where I do not understand, I have a specialist so I will listen and teach.

From this also police are familiar with Immigration Control Law and are clearly deliberately calculated.

A young prosecutor Tokunaga who conducted investigation,

At the time of interrogation, when the accuser said that the criminal law does not constitute any crime,

"I am a great person Who believes you, no one believes what you say"

"I am great, I can do it even if I am fine if I admit it, I can imprisonment if I do not approve of it"

"I am great, many Chinese will not be charged or will be sent to the immigration penalty with a small penalty and I will make a fine if I acknowledge you."

It is certain that no one believed it, but also from this it was deliberately calculated.

However, it is because lawyers, law experts who are law experts, that we can not see the crime are unreasonable accident, just did not check the immigration law "Reset of status of residence".

I think that there are no judges, prosecutors, lawyers who memorize all the laws.

So the stakeholders are opening the Six Laws each time and checking related laws.

In addition,

Since the police officer, the prosecutor, and the judge must always investigate the applicable laws and arrest them, the accused is not mistaken about the applicable law, thinking the case easily, without taking time, efficiently making money It is a defense.

It is abnormal as a counsel.

It is a crime that loses trust in lawyers without even observing the basic rules of lawyers' duties.

Chapter 3. Annotative explanation

1. Mission and duties of lawyers lawyers

Chapter 1 Mission and duties of lawyers

(Mission of lawyers)

Article 1 A lawyer who is the accused is mission to defend fundamental human rights and realize social justice.

(2) A lawyer who is the accused shall conduct its duties in good faith based on the mission set forth in the preceding paragraph, strive to maintain the social order and improve the legal system.

2. Basic Lawyer's Duties Regulations

(Investigation of laws and regulations)

Article 37 A lawyer who is the accused shall invalidate the investigation of necessary laws and ordinances when processing the case.

2 The attorney who is the accused will endeavor to investigate necessary and possible factual relationships in processing the case

(Measures for compliance)

Article 55 In cases where multiple lawyers together with a law office (except when it is a law office of a lawyers corporation) (hereinafter referred to as "joint office" in this law office), the joint office A lawyer with the authority to supervise the attorney to which he belongs (hereinafter referred to as "affiliated attorney") shall endeavor to ensure that the attorneys in charge shall take necessary measures to comply with these regulations.

Chapter 4 Damage to Kin Gungaku

Due to insulting the laws of the accused, insulting the law of Japan, malicious false accusations and abuse of authority,

Kin Gungaku was imprisoned for 1 year and a half, suspended execution 3 years fine was 1 million yen.

Kin Gungaku science loses physical suffering, mental suffering, social trust,

I lost the Chinese restaurant I got at the 10 million yen we saved for the brokerage reward.

And by arrest, detention, judgment, I was forcibly removed from Japan, the foundation of my life,

I lost all my credit, wealth and income, the foundation of my life.

The imprisonment punishment received by Kin Gungaku is also a heavy burden to the life in China.

As soon as possible, the prosecution 's office should request a retrial and withdraw the prosecution and compensate.

If it were only Japanese, I can grasp it with the real intention the prosecutor said (I am great)

Because Japanese law is an explicit law, we can not squeeze it internationally.

He made innocent Chinese a sinner and rolled it up to gold (fine) and banished him from abroad.

It was something embarrassing internationally.

If you do not do the proper treatment as soon as possible, it will become an international problem of any comfort women and conscription workers.

Regarding this matter, the Chinese are paying close attention.

Chapter 5 Other

I. Verification method

1. Penal Code Immigration Control and Refugee Recognition Act and Penal Code

3. I am amending the Immigration Control Act

2. The Constitution of Japan, the minutes of the Kness Parliament (plenary session and

committee etc.)

(Creation of Law and Purpose of Amendment)

Four. Tokyo District Court Decision

II. Relationship information

Indictment

(2010 Tohoku Agency Foreign Territory No. 6487, 6624

Heisei 22nd inspection, 17461, 17462, 29215, 29216)

Ⅲ. Attached document

Please obtain necessary materials from the above relation information

Yasuhiro Nagano 6-18-9 Takahama, Mihama-ku, Chiba-shi 261-0003

Email nagano@miraico.jp

Mobile phone 090-4824-7899

告発状

平成28年 5月10日

平成27年 6月 9日

東京地方検察庁 御中

告発人

7261-0003

住所 千葉市美浜区高浜6-18-9

電話 090-4824-7899

職業 合同会社未来 代表

生年月日 昭和24年9月9日生

氏名 長野恭博 印

被告発人

正犯の成す、刑法 194条 特別公務員職権濫用罪および刑法 172条 虚偽告訴罪に対する、刑法 62条 1 項幇助罪

1) 金軍学の弁護人 弁護士 姓名不詳

第1章. 告発の趣旨

被告発人は正犯の成す下記犯罪に対し心理的に実行行為を促進したものである。

日本は、「不法就労」に対して、不法就労した外国人を「出入国及び難民認定法(以下「入管法」と言う)」70条「不法就労罪」で刑事処分し、不法就労させた雇用者を入管法73の2条「不法就労助長罪」で、両者を平等に刑事処分することで、日本国憲法の「法の下での平等」や恣意的に外国人を処分

することを禁じた「国際法」に反しないように立法しています。

しかし、実態は、(不法就労させた雇用者)を「不法就労助長罪」で処分せず、(不法就労した外国人だけ)を「不法就労罪」で刑事処分し、国外追放にしています。

これは、外国人を恣意的に差別することを禁じた国際法に反しています。日本国憲法の法の下で の平等にも反しています。

不法就労させた「不法就労助長罪」で事業者を処分しないのであれば、不法就労させられた外国人 も、処分なし(無罪)が法の論理です。そうであれば当然、如何なる、不法就労の幇助者もいないと いうことです。これが法の下での統治であり、基本的人権の尊重であり、国際法の遵守です。

2010年に発生した当入管法違反幇助事件では、もっと悪質な、犯罪行為をしました。従来は不法就労させた事業者を「不法就労助長罪」で処分せず、不法就労した外国人だけを「不法就労罪」で罰金刑にして国外追放していたのですが、「不法就労助長罪」の雇用者にかわる、第三者の「幇助者」をでっち上げ、平等に処分したように見せかけるため、第三者を刑事処分して、不法就労した外国人を罰金刑でなく「懲役刑」にして国外追放したのです。第三者とは、採用予定の正犯に雇用契約書を提供した告発人と共犯とされた元部下の中国人「金軍学」です。

私と共犯とされた「金軍学」は、中国人の不法就労に対して、その幇助行為をしたとして、国際法を遵守するため創設された、不法就労に対する幇助行為や助長行為を規定した特別法である「不法就労助長罪」でなく、不法にも、「内容虚偽の雇用契約書」を提供したから、在留資格が容易に得られた。それで日本におられた。日本におられたから不法就労できた。との因果関係で、一般法である刑法の「幇助罪」を乱用され実刑(懲役刑)を受けました。

「金軍学」や私だけでなく、私の知る限り、2014年、2015年にはフィリピン大使館職員や外交官まで同様の不法な論理で「幇助罪」が適用され刑事処分されております。

私の主張は、 刑法の幇助罪適用は、以下の理由により適用法違反による犯罪行為です。被告発人 らの罪名は刑法の「虚偽告訴罪」であり、「特別公務員職権乱用罪」です。

- 1. 不法就労に対する幇助罪は、特別法にあたる、入管法の73の2条「不法就労助長罪」で規定されています。正犯や警察官、検察官も認めるように、「金軍学」は、「不法就労助長罪」に規定する行為はしていません。
- 2. 正犯を雇用した事業者は何れも、お咎め無しで入管法が規定する「不法就労助長罪」で処分されていません。そうであれば雇用された正犯もお咎め無しの無罪です。そして如何なる幇助者も存在しないということです。
- 3. 次に、「内容虚偽の雇用契約書」の提供が在留資格の取得を容易にしたとは言えません。

在留資格を容易に取得させたというが、在留資格の付与条件は法律で規定されておらず、付与条件は未公開で、法務大臣が裁量で付与するものであり、在留資格を容易にしたとは言えません。

「内容虚偽の雇用契約書」で在留資格を得たのであれば、入管法22条の4の4在留資格取消で規定するとおり不法就労とは別個のものです。

仮に「内容虚偽の雇用契約書」で法務大臣より技術や人文国際の在留資格を得たとしても、技術や 人文国際の在留資格の範囲で働いていれば、不法就労(資格外活動)にならないことは自明の理で す。したがって在留資格の取得と不法就労とは何ら関係のないものす。

憲法31条に「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」(法律の定めとは、国会で制定した法律を指します。地方議会で

制定した条例も含む)に照らして、雇用契約書の提出は、法律でも、省令でもなく、課長通達で外国人に提出を求めるもので、事業者として協力したものであり、仮に虚偽であるとしても、法務大臣が裁量で与える事案について刑事罰を科す根拠法がありません。唯一あるのは、法務大臣は、その対処として入管法で在留資格を取消ことができるとしています。

在留資格の付与は法務大臣の裁量ですが、法務大臣は法律ではない法務省の「省令」で、技術や人 文国際については、大学、短大等を卒業して専門知識をもっていることを付与方針として規定して いますので、「卒業証書」であれば在留資格付与の大きな要因だと推測できますが、雇用契約書が在 留資格の取得を容易にするとは言えません。

在留資格を得られたから本邦におられた。本邦におられたから不法就労できたと言うが、在留資格は付与条件を未公開で法務大臣が裁量で与えるものです。

在留資格を受けても、更に入国許可(パスポートへの証印)も許可条件を未公開で、外務大臣が 裁量で許可を与えて在住(入国)が可能になるものです。よって、雇用契約書が虚偽だとしても両 大臣の裁量権限を容易に左右できるとは言えません。

事実として、在留資格は法務大臣が裁量で付与するものですから、告発人らは、入管との質疑など で在留資格について次のように説明され運用させられていました。

- 1)「卒業証書」で在留資格要件が満たされ専門知識があれば、雇用会社が不適当若しくは雇用契約書が虚偽などの場合は、外国人に対して、雇用契約会社を変えさせて再申請させている。
- 2)雇用契約書を交わした外国人が在留資格を受けて入社しなくとも、在留資格は外国人個人に付与するもので、付与後は、在留資格(技術や人文国際)の範囲でどこで働こうと自由である。
- 3) 在留資格を取得後、雇用契約会社に入社できなくとも、直ちに在留資格が取消されるのでは なく、一定期間内に、在留資格の範囲で雇用先を見つけ就労できる。

よって、内容虚偽の雇用契約書の提供が在留資格の取得を容易にしたとはいえず、また、在留資格の取得と不法就労とは何ら、因果関係はありません。

前記したように「内容虚偽の雇用契約書」で法務大臣より裁量で、技術や人文国際の在留資格を得たとしても、技術や人文国際の在留資格の範囲で働いていれば不法就労にならないことは明白で、 「内容虚偽の雇用契約書」と不法就労とは関係のないことは自明の理です。

彼等が不法就労者になったのは、働く資格のない在留資格の外国人を雇用して働かせた事業者の 責であることは自明の理であります。

以上により、入管法の立法趣旨どおり、不法就労に対する幇助・助長行為は「不法就労助長罪」に 規定するとおりで処分しなければ不当であり、幇助罪の適用は不法です。

2015年、大阪で中国人留学生がホステスをして「不法就労罪」で処分され「国外退去」になりましたが、不当だとして裁判で争い、無罪になっています。

このときの判決理由は、資格外活動として、週に28時間の就業時間制限や風俗営業での就労を認めていないのは、入管法本則(法律)ではなく細則(省令)なので、法律違反ではないとして起訴を退けたのです。

4. 外国人は日本におられるようにしたら犯罪をすると断定するのは、外国人に対する人権侵害です。そして、外国人を日本におられるようにしたら、その外国人が犯罪行為を犯せば幇助罪だとするのは幇助罪の乱用で、国民は安心して生活できません。

外国人のした不法就労に対して、その幇助行為の処罰を定めた「不法就労助長罪」でなく、日本に 在住できるようにしたから犯罪ができたとの因果関係で、何ら刑事罰にならない在留資格取消行為 の幇助を理由にして、刑法の「幇助罪」を適用するのは、幇助罪の乱用で違法です。

不法就労の幇助理由に、(課長通達で要求された)「(内容虚偽の)雇用契約書」を正犯に提供したから、(法務大臣より裁量で)在留資格が容易に取得できた。在留資格が得られたから、(外務大臣より裁量で入国査証が得られ)日本に在住できた。日本に在住できたから不法就労ができた。との因果関係で刑法の幇助罪を適用していますが、前記したように、仮に「内容虚偽の雇用契約書」であっても在留資格の取得や入国査証の許可とは、何ら法的な根拠がなく、明らかに因果関係がなく、又、日本におられるようにしたから犯罪ができるとすることは外国人に対する悪質な差別であり、人権侵害であり、また、幇助罪の乱用で違法です。

日本では、こうした遠い因果関係の論法を「風が吹けば桶屋が儲かる論法」と言います。風が吹けば、何故、桶屋が儲かるのか・・・?因果関係を話せば長いのです。そしてシナリオは色々あります。 つまり、因果関係は「こじつけ」なのです。

こうした、遠い因果関係で幇助罪を適用する習慣が根付いていれば、恐ろしい日本社会です。国民 は安心して生活ができません。

日本に在住できるようにしたから「不法就労」ができた。よって、因果関係は明白であると言うが、 外国人にアパートの一室を貸して、日本に在住できるようにした。日本に在住できたから殺人がで きたとしてアパートのオーナーに「殺人罪」の幇助罪が適用できるのでしょうかか???この答え として、

取調べの警察官は、「社長、中国人が不法就労したから、不法就労に対する幇助罪で済むけど・・・・中国人が、殺人をしていたら、殺人罪に対する、幇助罪ですよ!気をつけてくださいよ!」と言いました。既に、アパートのオーナーに、殺人罪の「幇助罪」を適用しているのです。

外国人を平等に扱う日本人を面白く無いと思えば、この日本人に対して、裁量で殺人の幇助者に もしているのです。人権侵害の根本は、恣意的な外国人排除の習慣が根付いているからです。

よって被告訴人正犯らの罪名は刑法の「虚偽告訴罪」であり、「特別公務員職権乱用罪」です。

個々については、第2章 告訴事実記載しますが、「特別公務員職権濫用罪」は、その職権を濫用して、他人を逮捕、監禁することによって成立する罪です。特別公務員職権濫用罪の犯罪構成要件該当性については、

- ①主体が特別公務員であること、・・・・事実 警察官、検察官や裁判官らです。
- ②人を逮捕・監禁したこと、・・・・事実として逮捕・監禁されました。
- ③職権を濫用したこと、によって成立します。・・・・職権を濫用したか否かですが、濫用とは、職務上の権限を不法に行使することで、その手段や方法は、暴行・脅迫だけでなく、法律上・事実上、被害者に対してその結果を受け入れざるえない程度に意思決定の自由を圧迫するものであれば足りるとされています。

職務権限については、第三章 注釈的説明で 記載しますが、警察官について言えば 刑事訴訟 法 第百八十九条 警察官は、それぞれ、他の法律又は国家公安委員会若しくは都道府県公安委員 会の定めるところにより、司法警察職員として職務を行う。

2 司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとします。と規定されています。

よって、犯罪が思料されない、つまり、なんら法に違反していないのに、捜査、逮捕、監禁することは、不法な行為であり、特別公務員職権乱用罪にあたります。

告訴事実に記載のとおり、不法な内容嘘偽の逮捕状等を提示するなどして意思決定の自由を圧迫 し職務上の権限を行使しています。 特別公務員職権濫用罪は故意を必要としていませんので、この明らかな不法な行為は、職権乱用であるので、犯罪は成立します。

名誉回復のための手段は「再審請求」です。しかし、「適用法の誤り」は再審請求できません。しかし 事件に関わった警察官や検察官の犯罪を起訴し、犯罪が確定すれば「再審請求」できます。

私は、日本の司法が、法の下での統治、基本的人権の尊重、国際法の遵守を実現する証として、検察が自主的に再審請求することを望んでいます。

よって、何度めかになりますが 告発状を堤出いたします。

以下の被告発人の所為は、正犯の成す、刑法 194条 特別公務員職権濫用罪および刑法 172条 虚偽告訴罪に対する、刑法 62条 1 項幇助罪に該当する者と考えるので、被告発人を厳罰に処することを求め告発します。

第2章. 告発事実

I. 特別公務員職権乱用罪 幇助の犯罪事実

11. 正犯の正犯の警察官らは、平成22年6月中旬頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4-4の幇助行為を指して、嘘偽に、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、都内において金軍学を入管法違反(資格外活動)の幇助罪の容疑で、事前に東京簡易裁判所に逮捕令状を嘘偽請求し、被告発人は持っている職権を乱用し内容嘘偽の不法な逮捕令状で、意思決定の自由を圧迫し、金軍学には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を

行ない取調べを行ったもので、警察官らの所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人の弁護人 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幇助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に 釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

12. 正犯の警察官らは、平成22年7月上旬頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4-4の幇助行為を指して、嘘偽に、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、都内の警察署に留置中の金軍学を入管法違反(資格外活動)の幇助罪の容疑で、事前に東京簡易裁判所に(再)逮捕令状を嘘偽請求し、被告発人は持っている職権を乱用し内容嘘偽の不法な逮捕令状で、意思決定の自由を圧迫し、金軍学には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行ったものでで、警察官らの所為は、刑法194条特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人の弁護人 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幇助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に 釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

3. 正犯の検察官は、平成22年6月中旬頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4-4の幇助行為を指して、嘘偽に、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、都内の警察署に逮捕・監禁中の金軍学を入管法違反(資格外活動)の幇助罪の容疑などで、不法に勾留請求を行ない、勾留状を不法に取得して、職権を乱用し内容嘘偽の不法な勾留状で、意思決定の自由を圧迫し、金軍学には何の義務もない、不法な逮捕監禁を行ない取調べを行ったもので、検察官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人の弁護人 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幇助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に 釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

4. 正犯の検察官は、平成22年7月上旬頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4-4の幇助行為を指して、嘘偽に、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、都内警察署に逮捕・監禁中の金軍学を入管法違反(資格外活動)の幇助罪の容疑などで、不法に(再)勾留請求を行ない、勾留状を不法に取得して、職権を乱用し内容嘘偽の不法な勾留状で、意思決定の自由を圧迫し、金軍学には何の義務もない、不法な逮捕監禁を行ない

取調べを行ったもので、検察官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人の弁護人 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幇助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に 釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

5. 正犯の検察官は、取調べの検察官より引き継ぎを受け、平成22年7月下旬頃より、平成22年10月末日頃まで、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4-4の幇助行為を指して、嘘偽に、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪であるとして、入国者収容所(又は都内の警察署)に収監中の金軍学を入管法違反(資格外活動)の幇助罪の被告として釈放せず、そして同年10月末頃、公判において不法な内容虚偽の起訴状を読み上げ公判を開始し、意思決定の自由を圧迫し、金軍学には何の義務もない、不法な逮捕監禁をして公判を行ったもので、検察官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人の弁護人 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幇助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に 釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

6. 正犯の裁判官は、平成22年6月中旬頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4-4の幇助行為を指して、嘘偽に、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、金軍学を入管法違反(資格外活動)の幇助罪などの容疑による、警察官の不法な逮捕状請求を、情により適法と認め、逮捕状を不法に発行し、意思決定の自由を圧迫し、金軍学には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせたもので、裁判官の所為は、刑法194条特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人の弁護人 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幇助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に 釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

7. 正犯の裁判官は、平成22年7月上旬頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4-4の幇助行為を指して、嘘偽に、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、都内の警察署に逮捕・監禁中の金軍学を入管法違反(資格外活動)の幇助罪などの容疑による、警察官の不法な(再)逮捕状請求を、情により適法と認め、逮捕状を不法に発行し、意思決定の自由を圧迫し、金軍学には何の義務もない、不法な逮捕監禁を行なわせたもので、

裁判官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人の弁護人 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幇助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に 釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

8. 正犯の裁判官は、平成22年6月中旬頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4-4の幇助行為を指して、嘘偽に、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、都内の警察署に逮捕・監禁中の金軍学を入管法違反(資格外活動)の幇助罪の容疑などによる、裁判官の不法な勾留状請求を、情により適法と認め、勾留状を不法に発行し、意思決定の自由を圧迫し、金軍学には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせたものです。

被告発人の弁護人 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幇助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に 釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。 9. 被告発人の弁護人 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に 反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の 故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進し たもので、つまり犯罪を幇助したもので、裁判官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に 該当するものです。

被告発人の弁護人 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幇助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に 釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

10. 正犯の裁判官は、平成22年7月上旬頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4-4の幇助行為を指して、嘘偽に、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、都内の警察署に逮捕・監禁中の金軍学を入管法違反(資格外活動)の幇助罪の容疑などによる、検察官の不法な(再)勾留状請求を、情により適法と認め、、勾留状を不法に発行し、意思決定の自由を圧迫し、金軍学には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせたもので、裁判官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人の弁護人 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進した

もので、つまり犯罪を幇助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に 釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

11. 正犯の裁判官は、平成22年10月末頃頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4-4の幇助行為を指して、嘘偽に、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは犯罪として、入国者収容所(又は都内の警察署)に収監中の金軍学を入管法違反(資格外活動)の幇助罪による、検察官の不法な内容虚偽の起訴を、情により適法と認め、釈放せず、公判を開廷し、意思決定の自由を圧迫し、金軍学には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせ公判を行ったもので、裁判官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

尚、被告発人の裁判官岡部豪は、告発人の判決書の因果関係でも、風が吹けば桶屋が儲かるの論法 で、幇助罪の因果関係をのべており犯罪を証左するものです。

悪しき判例を作ったものです。この判例により、被害は日々拡大されているのです。

被告発人の弁護人 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幇助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に 釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

以上11件の告発事実(犯罪事実)について、以下は逮捕監禁の目的を補充

逮捕状、勾留状等の請求目的は、告発人を幇助罪とするので、在留資格取消の幇助行為における嘘 偽の雇用契約書を作成し提供したとして、東京地方裁判所へ起訴するための捜査をして被告発人の シナリオで調書を取ることと、自白を強要するためであるが、嘘偽の雇用契約書を作成し提供した 幇助行為が罪にならないので、故意を立証する行為は違法です。

告発人の経営するレフコ社は、昭和58年10月設立、資本金16,492万円あり大会社だったので、 犯罪者にすれば社会に与えるインパクトが大きいので、手柄が大きいと考えたのです。

正犯の犯行目的は、平成16年に創設された不法就労の助長行為を防止する在留資格取消の趣旨を悪用して、不法就労した正犯と不法就労の刑法幇助罪をした告発人と金軍学の両者を犯罪者とすることで、先輩ができなかった、入管法違反事件でおそらくはじめての、不法就労助長罪で事業者を刑事処分しなくとも、在留資格取消の幇助者を処分することで、不法就労した外国人を刑事処分することが出来る実績を作り、手柄をたてるためです。事実、この後フィリッピン大使館職員や外交官は、この手口で犯罪人にされています。

被告発人は、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したものです。

以下は犯罪が思科されない理由と違法行為

「何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないとは」詳しくは、第1章. 告訴の趣旨で記載 しましが正犯の犯罪要旨を再掲します。 この事件は、入管法で規定する犯罪である。不法就労に対しては、不法就労をした外国人を「不報 就労罪」で、また、不法就労させた事業者を、不法就労に対する幇助罪である「不報就労助長罪」で公 平に処分することが規定されている。

よって、入管法の不法就労に関しては、両罪でこの事件は完結しなければないが、正犯のみを「不報就労罪」で刑事処分し、不法就労させた事業者を、不法就労に対する幇助罪である「不報就労助長罪」で公平に処分せずに、内容虚偽の雇用契約書を提出し、在留資格の取得を容易にしたので正犯は不法就労ができたとして、告訴人を不法就労の幇助罪としたが、前章の告訴の趣旨で記載したとおり、不法である。

従来は、不法就労した外国人だけを恣意的に「不法就労罪」で罰金等などで刑事処分し国外退去させ、不法就労させた事業者を「不法就労助長罪」で処分していないが、法の下で公平でなく、国際法に反する行為であるので、外国人も無罪としなければならないが、この事件では、手柄を得たい入管法に熟知した被告訴人は検察官と共謀し、不法就労させた事業者を情により処罰せずとも、不法就労者を処分する新たな手口を画策したのです。

先に不法就労で逮捕した正犯を罰金刑ではなく懲役刑として刑事処分するため、法の下で平等に処分するように見せかけ、また国際法にも反しないとするため、告訴人らを虚偽の幇助者とすることで、不法就労の両者を公平に刑事処分したように見せかけるため、入管法違反(資格外活動)の刑法幇助罪の犯罪者として、でっち上げたのです。そのため虚偽逮捕、虚偽送検の犯罪を企てたのです。

在留資格の付与条件は未公開で、在留資格は法務大臣が裁量で付与するものです。そして、仮に正犯が、内容虚偽の雇用契約書を提出して、技術や人文国際の在留資格を得ていた場合には、法務大臣は、入管法22の4条の4により「在留資格の取消」を行うことができると入管法は規定しているので、入管法では不法就労と内容虚偽の雇用契約書との因果関係は全く無い。

仮に正犯が、内容虚偽の雇用契約書を提出して、技術や人文国際の在留資格を得ていたとしても、 在留資格の範囲内で働いていれば「不法就労」とならないことは自明である。

真実は、正犯が、在留資格の範囲外で就労したので、不法就労となったものである。それは「不法就 労助長罪」で規定するように、正犯を雇用して資格外の不法就労をさせた事業者がいたからである。

よって、仮に内容虚偽の雇用契約書であったとしても、不法就労とはなんら因果関係はないが、一般国民が入管法や国際法に疎いことを悪用した犯罪で、外国人だけをを「不法就労罪」で懲役刑として刑事処分して手柄を立てたいばかりに、不法就労とは因果関係のない、「風が吹けば桶屋が儲かる論法」で、不法就労とは関係ない第三者を不法就労の幇助者としてでっち上げ、刑法の幇助罪を乱用しているのである。

告訴人の経営するレフコ社は、昭和 58 年 10 月設立、資本金 16,492 万円あり大会社だったので、 もと社員の金軍学を共犯として犯罪者にすれば社会に与えるインパクトが大きいので、手柄が大き いと考えたのです。

犯行目的は、不法就労した正犯と不法就労の刑法幇助罪をした告訴人らの両者を犯罪者とすることで、先輩警察官、検察官、裁判官らができなかった、入管法違反事件でおそらくはじめての、不法就 労助長罪で事業者を刑事処分しなくとも、在留資格取消の幇助者を処分することで、不法就労した 外国人を刑事処分することが出来る実績を作り、手柄をたてるためです。

事実、この後フィリッピン大使館職員や外交官は、この手口で犯罪人にされています。

なお、中国人は、法務大臣より在留資格取消(第22条の4 4項)を理由として、国外退去の処分さえ受けていないので、在留資格取消の幇助とも言えないので全くの虚偽です。

したがって、金軍学は何ら犯罪行為をしていないのに、卑劣な違法行為の手口で犯罪者にし、不法 な手段で意思決定の自由を圧迫しての、被告発人の不法な逮捕・監禁行為は単なる過失ではなく悪 質な故意のある犯罪行為(後述)です。

被告発人が、上記の趣旨で正犯の犯罪を指摘し、冤罪であるので、即時釈放を求めれば、正犯は、犯罪を認めざるを得ず、金軍学は即時釈放されたことは自明の理であります。

しかし、被告発人は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幇助したものです。

よって、被告発人の所為は、前記11件の警察官、検察官、裁判官ら正犯のなす 刑法194条 特別公務員職権濫用罪に対する 刑法62条1項幇助罪に該当するものです。

Ⅱ. 虚偽告訴罪 幇助の犯罪事実

1. 正犯の警察官らは、平成22年6月中旬頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4-4の幇助行為を指して、嘘偽に、手柄を得たい被告発人は、不法就労した正犯を通常の対処と異なり、入管法違反(資格外活動)で厳しく懲役刑にすることを画策し、それには国際法に反しないために、入管法の幇助者である雇用者を不法就労助長罪で処罰せねばならないが、情により処罰したくないので、金軍学らを代わりの幇助者としてでっち上げ刑法で処罰させることを画策し、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪であるとして、都内の警察署に逮

捕監禁中の金軍学を入管法違反(資格外活動)の幇助罪の容疑などで、東京地方検察庁に内容嘘偽の罪名で虚偽告発(送検)したもので、警察官らの所為は、刑法172条 虚偽告訴罪に該当するものです。

被告発人の弁護人 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幇助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に 釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

2. 正犯の警察官らは、平成22年7月上旬頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4-4の幇助行為を指して、嘘偽に、手柄を得たい被告発人は、不法就労した正犯を通常の対処と異なり、入管法違反(資格外活動)で厳しく懲役刑にすることを画策し、それには国際法に反しないために、入管法の幇助者である雇用者を不法就労助長罪で処罰せねばならないが、情により処罰したくないので、金軍学らを代わりの幇助者としてでっち上げ刑法で処罰させることを画策し、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪であるとして、都内の警察署に逮捕監禁中の金軍学を入管法違反(資格外活動)の幇助罪の容疑などで、東京地方検察庁に内容嘘偽の罪名で虚偽告発(追加送検)したもので、警察官らの所為は、刑法172条 虚偽告訴罪に該当するものです。

被告発人の弁護人 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反

し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幇助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に 釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

3. 正犯の検察官は、平成22年7月下旬頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4-4の幇助行為を指して、嘘偽に、手柄を得たい被告発人は、不法就労した正犯を通常の対処と異なり、入管法違反(資格外活動)で厳しく懲役刑にすることを画策し、それには国際法に反しないために、入管法の幇助者である雇用者を不法就労助長罪で処罰せねばならないが、情により処罰したくないので、金軍学を代わりの幇助者としてでっち上げ刑法で処罰させることを画策し、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは犯罪として、都内の警察署に逮捕・監禁中の金軍学を入管法違反(資格外活動)の幇助罪で、東京地方裁判所に虚偽告発(起訴)をしたもので、警察官らの所為は、刑法172条 虚偽告訴罪に該当するものです。

被告発人の弁護人 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幇助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に 釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。 4. 正犯の検察官は、平成22年10月末頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4-4の幇助行為を指して、嘘偽に、取調べの検察官に同調し手柄を得たい被告発人は、不法就労した正犯を通常の対処と異なり、入管法違反(資格外活動)で厳しく懲役刑にしたので、それには国際法に反しないために、入管法の幇助者である雇用者を不法就労助長罪で処罰せねばならないが、情により処罰したくないので、画策通り、金軍学を代わりの幇助者としてでっち上げ刑法で処罰させるため、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは犯罪であるとして、入国者収容所(又は都内の警察署)に収監中の金軍学を入管法違反(資格外活動)の幇助罪で、東京地方裁判所に虚偽告発(論告求刑)をしたもので、検察官の所為は、刑法172条 虚偽告訴罪に該当するものです。

被告発人の弁護人 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幇助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に 釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

以上4件の告発事実(犯罪事実)について、以下は虚偽告発の目的を補充

前記 I. 特別公務員職権乱用罪 幇助の犯罪事実 に同じです。

したがって、金軍学は何ら犯罪行為をしていないのに卑劣な違法行為の手口で犯罪者にしたので、

被告発人の不法な虚偽告発は単なる過失ではなく悪質な故意のある犯罪行為(後述)です。

被告発人が、上記の趣旨で正犯の犯罪を指摘し、冤罪であるので、即時釈放を求めれば、正犯は、犯罪を認めざるを得ず、金軍学は即時釈放されたことは自明の理であります。

しかし、被告発人は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幇助したものです。

よって、被告発人の所為は、前記4件の警察官、検察官ら正犯のなす 刑法172条 虚偽告訴罪に対する刑法62条1項 幇助罪に該当するものです。

Ⅲ. 悪質な故意のある犯罪行為 (告発事実の故意について)

1. 風が吹けば桶屋が儲かる式の結論ありきの強引な因果関係による幇助論はぞっとします。

正犯の嘘偽告発・逮捕監禁の犯罪趣旨は、告発人が共犯者の金軍学と共謀し、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供することで、正犯は在留資格を取得できた。

正犯は在留資格が得られたので日本に在留できた。

在留できたので不法就労することが出来た。

よって、入管法違反(資格外活動による不法就労)の幇助所為をした犯罪であるとしたのです。

理由とした因果関係は、入管法の趣旨を大きく逸脱し、また幇助罪論理さえ逸脱した、明らかに適

用法を違法にこじつけた明らかに故意のある犯罪です。

こういう「風が吹けば桶屋が儲かる」論法が許されるのであれば、在留できたので不法就労することが出来た。の部分は、在留できたので殺人ができたとして、殺人罪の幇助罪にも出来るのです。

中国人は在留資格が得られたので日本に在留できた。の部分は、アパートの一室を借りることができたので、日本に在留できた。在留できたので、不法就労できた・・・在留できたので殺人ができた・・・すべて在留することができたに掛かる犯罪は、幇助罪にできることになります。

もちろん、幇助罪ですから、故意がなければなりませんが、 結論が決まっていますから、故意はいくらでもでっち上げることができます。

この事件でも、金軍学が報酬(謝礼)の分け前をを銀行振り込みしたとしています。

告発人は、内容虚偽の雇用契約書を正犯に提供したわけでなく、リーマンショックで予定していた4月の定期入社の採用ができなくなったので、採用を中止したためです。

告発人は、リーマンショックがなければ、採用して、派遣で、一人あたり月10万円くらいはピンはね出来ますので、虚偽の採用をする必要のないことは、業界の者でしたらすぐにわかります。しかし、特別公務員は税金で給与を貰っているのでビジネス感覚がまったくわからないのです。それで、被告発人は、リーマンショックなどの経済状況変化のわからない特別公務員なので、正規の雇用契約書を内容虚偽の雇用契約書と決めつけるのです。

これで、でっち上げの材料はできたのですが、幇助罪ですから「故意」が必要になります。 それで、採用を任せた金軍学のブローカー業務的な、謝礼の受け取りに着目するのです。 求人を任せられた採用担当は、有利な立場に立ちますから、中国文化では当然、謝礼の受け取りが発生します。この所為は感心しませんが中国文化では当たり前、むしろ儒教文化では、仲人などへの 謝礼と同じ感覚なのです。

中国ビジネスで賄賂なしでは仕事ができないのと同じです。もちろん、中国文化を理解しない、論語さえ読んだことのない被告発人には、不道徳に見えるのです。それで、この謝礼の内、一部が告発人に流れたとでっち上げるのです。

被告発人の警察官は逮捕前に金軍学の経営する店に偵察に行き、彼がブローカー業務をやっていることも知っているし、居抜きの店は従業員が数人いる大きな飲食店ですから、開店には1000 万円以上の資金が必要なことくらい分かります。

当然、この金は、ブローカー業務でためた資金からですが、4人からの謝礼を全部合計しても100万円にはなりません。しかし、強引に一部が告発人に流れたとして故意論をでっち上げるのです。

公判でも検察官中野麻衣は、レフコ社に入金された

普通預金の記録から「キン」の名前で入金されているのは「金軍学」であると断定したのです。 中国人が、「姓」のみで銀行振込することは100%ないと中国人はいいます。日本人でもしません。

また報酬(謝礼)の金を銀行振込することも絶対ないと言いますが、警察官、検察官らは、自らの 生活習慣をそのまま中国人にあてはめたのです。

しかし、警察官、検察官らが、仲人さんへの謝礼やお中元、お歳暮を銀行振込で、 しかも「姓」だけで行っているとは、衝撃でした。 被告発人は、逮捕状や起訴状をみて、嘘偽の雇用契約書提供の関係が不法就労に結び付くのは「風が吹けば桶屋が儲かる」の論法と感じたと思いますが、なぜ因果関係になるのかを追求すれば、在留資格取消のトリックも判明したと思うので、未必の故意以上の故意を感じます。

2. 未必の故意

在留資格の付与条件、入管法の在留資格取消(22条の4)や不法就労助長罪(73条の2)の 存在を知らなかった、失念していたので、単なる過失だと言い訳するのであれば、

不法就労に関わる入管法事件を扱う弁護士として、入管法の趣旨、関連条項の創設、改定趣旨やその 内容などの法令調査を怠たって、職務を行うことは、

適用法誤りが指摘できず、取り返しがつかない人権侵害をおこし、被害者を社会のどん底に引きずり落とす悲惨な結果になることは、職務の性格上、充分認識していたとされるので、「未必の故意」といえます。

また、入管法違反事件を扱う弁護士が、入管法を知らなかったと言うのであれば、法治国家として の体をなしていないので、許されることではありません。

弁護士が、法律を知らなかったので、

適用法を誤ったと平然とするのでは、国民は安心して生活できません。

弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実 を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として 指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幇助したものです。 被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、告発人や金軍学は、 即時に釈放され、事件は終了していたことは自明の理であることからも証左できます。

3. 被告発人の幇助行為について故意

金軍学の弁護人は、最初の法定で会いました。最初で最期です。

金軍学の弁護人は、公判が開始されると、罪状認否で、金軍学に代わり、「全てを認めます」と言いました。認めるのは勝手ですが、日本の法律に疎い、金軍学が哀れでした。

以下は、告発人の弁護士村上との経緯ですが、金軍学の弁護人にも同じことが言えます。

村上弁護士は、告発人が逮捕された当日夜、入管法のコピー数枚を持って接見に来ている。入管法 そのものは小さな法律です。

数回、読み返しても2、3時間もあれば法令調査は十二分に可能です。

この事件は、告発人からすると事実関係を争うものではなく罪刑法定主義を争うものなので、 弁護士職務基本規程)を遵守すれば、以後の公判、実刑などの悲劇は起きなかったのです。

告発人の主張する、不法就労に対する幇助罪は不法就労助長罪しかない。

在留資格を得るには入管法では必要に応じて事実調査を行い在留資格が付与されており、

若し不正をしても在留資格取消処分です。などの主張に耳を傾け、入管法を冷静に熟読したり、

入管法に詳しい専門家に意見を聞くなりしていれば、正犯の成した不法就労に対する幇助罪の逮捕

理由である、入管法の在留資格の取消し(第22条の4 4項)を逮捕理由とする、

適用法誤りはすぐに発見できたのです。

それを警察、検察の主張に傾注し幇助罪の犯罪構成要件における時間差論に独走して、 告発人の主張を手続き論だとして耳を傾けなかったのです。

告発人は法学については一般教養レベルであるが、

サラリーマン時代から、中国貿易においては通産省に行き専門官などから指導を受け、

関連する法律を確認しながら違反しないようにしてきました。

企業経営においても、公開準備会社として法令遵守に気を配り、商法など専門家のセミナーにも通い、商法なども同様に確認し実践してきました。

入管法についても入管窓口などで教えを請い入管法などで確認しながら実務をしてきたので、

実務的には、弁護士(村上)より理解していたと思う。それで、入管法や入管法細則を東京拘置所に 差し入れて欲しいと依頼するが、差し入れされたのは細則だけでした。

この習性は告発人がコンピュータ技術者であったことによる。

理解するには、天井に届くほどの膨大な量のマニュアルを、

何度も読まなければOS、言語を初め関連技術を習得出来なかったからです。

そして告発人は、システムエンジニア(SE)だったので、社内牽制におけるアプリケーション設計とは、職務基本規定や詳細規定を作ることだったからです。

規定は作るだけではなく、日々の職務で実行することが必要であることを良く知っているからです。

もし被告発人らが、弁護士法、弁護士職務基本規程にそって謙虚に職務を遂行していれば、適用法 誤りは簡単に見つかり、

被告発人は、正犯の成した不法就労に対する幇助罪の逮捕理由である、

入管法の在留資格の取消し(第22条の4 4項)を逮捕理由とする、

適用法誤りを指摘し、罪刑法定主義の主張をして、弁護人の立場で正当な法律手続きをしていれば、 金軍学はすぐに釈放されていたことは自明の理であります。 警察官、検察官、裁判官らの特別公務員の成す犯罪行為によって 何ら義務のない逮捕・監禁から法律的に開放できるのは弁護士だけであります。

入管法の在留資格の取消し(第22条の4 4項)を逮捕理由とする、

適用法誤りを見逃したのは過失との言い訳をするのであれば、

弁護士法、弁護士職務基本規程の定める、

必要な法令の調査を適切に行った上であれば、今回の過失は起こらないのであります。

弁護士法及び弁護士職務基本規程を遵守しないのは、

起こるべきして起きた当然の結果であり、飲酒運転による事故と同じく、弁護士が、

弁護士法及び弁護士職務基本規程を遵守しないのは、結果が見えている未必の故意であります。

弁護士法及び弁護士職務基本規程を遵守しないだけでなく、

刑事事件の弁護経験が少ないことが、刑事事件の弁護に自信を欠き、

警察官、検察官の逮捕理由に法的な誤りはないとの先入観で、

警察や検察の捜査に迎合したことは、結果として、警察、検察の捜査を支援したとしか言えない。 このことは、逮捕後2、3日して検察官(徳永)に接見するが、

検察官(徳永)の言う何ら意味のない、

「公判が持たない」との理由で釈放を拒否されて何ら対抗措置を取っていないことからも推測できる。

告発人のシステム業界では、こうした会話を「論理的でない」と言いますが、検察官と癒着した意味 のない会話であり、まともな弁護活動とは思えません。

弁護士である被告発人らの行為は、犯罪行為を成す警察官、検察官、裁判官らの行為に対して、 弁護士法及び弁護士職務基本規程を順守せず、弁護士としての基本職務を行なわないことは、犯罪 をなす警察官、検察官、裁判官を心理的に励まし、大いに実行行為を促進したことは明白であり、幇助罪に該当するものであります。

また、弁護士制度の信頼を失うものであり、司法制度の崩壊にもつながりかねないことから厳しい 処分が必要であります。

4. 入管法違反(資格外活動)事件は珍しい事件ではありません。弁護士の未必の故意は異常です。

事実として、告訴人が収監された警察の留置所は、不法就労の逮捕者で溢れかえっていました。 不法滞在10年以上も珍しくありません。多くの場合、情により雇用者を不法就労助長罪で逮捕さ えせず処分しませんので、不法就労した外国人の内、不法滞在者は、通常は刑事処分はせずに入管送 りで国外強制退去です。

正規の滞在資格は、多くの場合、不法にも法の下での平等に反し罰金刑などで刑事処分をして恣意的に国外退去をさせているのです。しかし、この事件では正規の滞在資格であるため、罰金刑で国外退去とするところを、懲役刑にして手柄を得るため、在留資格の付与条件は法律の定めがなく法務大臣が未公開の付与条件で裁量により付与するものであるにも関わらず、内容虚偽の雇用契約書の提供が在留資格の取得を容易にしたとして虚偽の幇助者をでっちあげて不法就労罪を適用した、極めて悪質な犯罪です。

余談ですが、日々新聞をよんでいれば下記の記事を目にしたとおもいます。

大阪の中国人女子留学生がホステスとして働いていて、資格外活動の不法就労で逮捕され、「在留資格取消」に該当するので国外退去の行政処分になりましたが、この留学生は珍しく裁判をしました。

裁判の結果、処分取消になり勝訴しています。

留学ビザで風俗で働いてはいけないと決めているのは本則でなく省令だからです。 それに学業成績もよく学業に支障をきたすという理由もはねつけられています。

在留資格の付与条件は法律で規定されておらず非公開で法務大臣の裁量であり在留資格を容易にしたとも言えず、虚偽の書類提出は国外退去の行政処分であることも知っており、正犯を逮捕理由とした、犯罪事実が「在留資格取消」の幇助理由であることは100も承知しており、入管法事件を扱う正犯の職権濫用の犯意は 明らかな故意(認識有る過失) です。

さらに、逮捕され(平成22年6月14日)後、起訴される月の平成22年7月1日より施行された、入管法改正では、「在留資格取消」に、他の外国人に対し嘘偽の書類の堤出を幇助したりした外国人は、国外退去とする条項が追加され施行されたことでもわかるように、 入管法の嘘偽の書類 堤出の幇助が刑事処分の対象でないことは明白であり、入管法事件を扱う警察官らの職権濫用の犯意は 故意(認識有る過失) であると言えるのです。

不法就労に対しては、法の下の平等及び国際法に反しないように、入管法違反(不法就労)では、不法就労した外国人を不法就労罪とする時は、不法就労させた事業者を、不法就労助長罪で、平等に刑事処分することが、入管法の趣旨であることからも、不法就労の幇助罪に、不法就労助長罪以外を適用することが相当でないことを、入管法違反(不法就労)事件を扱う司法警察官は、当然、熟知していたので、不法就労罪に対して、在留資格取消の幇助理由を刑法幇助罪の幇助理由とすることは、計画された故意(認識有る過失) であると言えます。

事実として、多くの入管法違反(不法就労)では、不法就労した外国人を逮捕しますが、多くの場合事業者を逮捕しませんので、雇用者を不法就労助長罪で処罰しない時は、不法就労した外国人は、不起訴もしくは少額罰金で、入管送りとしていたことも職務上、充分に知っていたのです。

従って、入管法の不法就労に関係する不法就労罪、不法就労助長罪、在留資格取消などの法律は充 分理解しての犯行ですから、職権濫用の犯意は 故意(認識有る過失) であると言えるのです。

取調べの際、不起訴で釈放されると思った司法警察官(賀来)は、こう言ったのです。

これからは、入管法でわからなければ、警察に聞いてくださいよ。

私でわからないところは、専門の人がいるので聞いて教えますよ。

このことからも警察は入管法に熟知しており計算された明らかな故意です。

捜査指揮をした若い検察官徳永は、

取調べの際、告発人が、罪刑法定主義では何の罪にもならないと言うと、

「私は偉いのです。誰があなたのことを信じますか、誰もあなたの言うことを信じませんよ」

「私は偉いのです。認めれば罰金、認めなければ懲役刑にでも出来るのです」

「私は偉いのです。多くの中国人は不起訴または少額罰金で入管送りになります。貴方も認めれば罰金刑にします」と言ったのです。

誰も信じなかったのは確かですが、このことからも計算された故意です。

しかし法の専門家である弁護士が、この犯罪を見破れないのは、未必の故意で、ただただ入管法 「在留資格取消」を確認しなかったのが原因です。

法律をすべて丸暗記している、裁判官、検察官、弁護士はいないと思います。

だから関係者は、都度、六法を開いて関連法の確認をしているのです。

被告発人は、警察官、検察官、裁判官は必ず適用法調査をして逮捕するので、適用法に間違いない として、事件を安易に考え時間をかけずに、金儲け第一で効率的に弁護をしたものです。 弁護人としては異常です。

弁護士職務基本規定さえ守らないで、弁護士への信頼を失わせる犯罪です。

第3章. 注釈的説明

1. 弁護士法 弁護士の使命及び職務

第一章 弁護士の使命及び職務

(弁護士の使命)

第一条 被告発人である弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。

2 被告発人である弁護士は、前項の使命に基き、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法 律制度の改善に努力しなければならない。

2. 弁護士職務基本規程

(法令等の調査)

第三十七条 被告発人である弁護士は、事件の処理に当たり、必要な法令の調査を怠ってはならない。 2 被告発人である弁護士は事件の処理に当たり必要かつ可能な事実関係の調査を行うように努め る

(遵守のための措置)

第五十五条 複数の弁護士が法律事務所(弁護士法人の法律事務所である場合を除く)を共にする場合(以下この法律事務所を「共同事務所」という)において、その共同事務所に所属する弁護士(以下「所属弁護士」という)を監督する権限のある弁護士は、所属 弁護士がこの規程を遵守するための必要な措置をとるように努める。

第4章 金軍学の被害

被告発人らの、日本国法を侮辱する、悪質な虚偽告発及び職権濫用により、 金軍学は、懲役1年半、 執行猶予3年 罰金100万円であった。

金軍学は、肉体的苦痛や精神的苦痛、社会的信用を失い、 ブローカー業の謝礼で貯めた1000万円で手にした中華料理店を失いました。

そして逮捕、拘留、判決により、生活の基盤である日本から強制退去をさせられ、 すべての信用、財産や収入、生活の基盤などを失うことになったのです。

金軍学のうけた懲役刑は、中国での人生にも大きく負担になります。 早急に、検察側が再審請求して起訴を取り下げ、賠償をすべきです。

日本人だけだったら、検察官が言った本音(私はは偉いんです)で握り潰せますが、 日本法は明文法ですから、国際的に握りつぶすことは出来ません。 罪のない中国人を罪人にして、金(罰金)まで巻き揚げて、国外追放処分にしたのです。

国際的にも恥ずかしいことをしてくれたものです。

早急に適切な処理をしないと、いずれ従軍慰安婦や徴用工なみの国際問題になります。 この件に関しては、中国人らが注意深く注目しています。

第5章 其の他

I. 立証方法

- 1. 起訴状出入国管理及び難民認定法並びに刑法等
- 3. 入管法改正にか
- 2. 日本国憲法、かる国会議事録(本会議および委員会等) (法の創設および改正趣旨)
- 4. 東京地裁判決

Ⅱ. 関係情報

起訴状

(平成22年東地庁外領第6487、6624 平成22年検第17461、17462、29215、29216)

Ⅲ. 添付書類

必要な資料は、上記関係情報より取得してください

〒261-0003 千葉市美浜区高浜6-18-9 長野恭博

Eメール nagano@miraico.jp 携帯電話 090-4824-7899

告発状

平成28年 5月10日

平成27年 6月 9日

東京地方検察庁 御中

告発人

7261-0003

住所 千葉市美浜区高浜6-18-9

電話 090-4824-7899

職業 合同会社未来 代表

生年月日 昭和24年9月9日生

氏名 長野恭博 印

被告発人

正犯の成す、刑法 194条 特別公務員職権濫用罪および刑法 172条 虚偽告訴罪に対する、刑法 62条 1 項幇助罪

2) 金軍学の弁護人 弁護士 姓名不詳

第2章. 告発の趣旨

被告発人は正犯の成す下記犯罪に対し心理的に実行行為を促進したものである。

日本は、「不法就労」に対して、不法就労した外国人を「出入国及び難民認定法(以下「入管法」と言う)」70条「不法就労罪」で刑事処分し、不法就労させた雇用者を入管法73の2条「不法就労助長罪」で、両者を平等に刑事処分することで、日本国憲法の「法の下での平等」や恣意的に外国人を処分

することを禁じた「国際法」に反しないように立法しています。

しかし、実態は、(不法就労させた雇用者)を「不法就労助長罪」で処分せず、(不法就労した外国人だけ)を「不法就労罪」で刑事処分し、国外追放にしています。

これは、外国人を恣意的に差別することを禁じた国際法に反しています。日本国憲法の法の下での平等にも反しています。

不法就労させた「不法就労助長罪」で事業者を処分しないのであれば、不法就労させられた外国人 も、処分なし(無罪)が法の論理です。そうであれば当然、如何なる、不法就労の幇助者もいないと いうことです。これが法の下での統治であり、基本的人権の尊重であり、国際法の遵守です。

2010年に発生した当入管法違反幇助事件では、もっと悪質な、犯罪行為をしました。従来は不法就労させた事業者を「不法就労助長罪」で処分せず、不法就労した外国人だけを「不法就労罪」で罰金刑にして国外追放していたのですが、「不法就労助長罪」の雇用者にかわる、第三者の「幇助者」をでっち上げ、平等に処分したように見せかけるため、第三者を刑事処分して、不法就労した外国人を罰金刑でなく「懲役刑」にして国外追放したのです。第三者とは、採用予定の正犯に雇用契約書を提供した告発人と共犯とされた元部下の中国人「金軍学」です。

私と共犯とされた「金軍学」は、中国人の不法就労に対して、その幇助行為をしたとして、国際法を遵守するため創設された、不法就労に対する幇助行為や助長行為を規定した特別法である「不法就労助長罪」でなく、不法にも、「内容虚偽の雇用契約書」を提供したから、在留資格が容易に得られた。それで日本におられた。日本におられたから不法就労できた。との因果関係で、一般法である刑法の「幇助罪」を乱用され実刑(懲役刑)を受けました。

「金軍学」や私だけでなく、私の知る限り、2014年、2015年にはフィリピン大使館職員や外交官まで同様の不法な論理で「幇助罪」が適用され刑事処分されております。

私の主張は、 刑法の幇助罪適用は、以下の理由により適用法違反による犯罪行為です。被告発人 らの罪名は刑法の「虚偽告訴罪」であり、「特別公務員職権乱用罪」です。

- 1. 不法就労に対する幇助罪は、特別法にあたる、入管法の73の2条「不法就労助長罪」で規定されています。正犯や警察官、検察官も認めるように、「金軍学」は、「不法就労助長罪」に規定する行為はしていません。
- 3. 正犯を雇用した事業者は何れも、お咎め無しで入管法が規定する「不法就労助長罪」で処分されていません。そうであれば雇用された正犯もお咎め無しの無罪です。そして如何なる幇助者も存在しないということです。
- 4. 次に、「内容虚偽の雇用契約書」の提供が在留資格の取得を容易にしたとは言えません。

在留資格を容易に取得させたというが、在留資格の付与条件は法律で規定されておらず、付与条件は未公開で、法務大臣が裁量で付与するものであり、在留資格を容易にしたとは言えません。

「内容虚偽の雇用契約書」で在留資格を得たのであれば、入管法22条の4の4在留資格取消で規定するとおり不法就労とは別個のものです。

仮に「内容虚偽の雇用契約書」で法務大臣より技術や人文国際の在留資格を得たとしても、技術や 人文国際の在留資格の範囲で働いていれば、不法就労(資格外活動)にならないことは自明の理で す。したがって在留資格の取得と不法就労とは何ら関係のないものす。

憲法31条に「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」(法律の定めとは、国会で制定した法律を指します。地方議会で

制定した条例も含む)に照らして、雇用契約書の提出は、法律でも、省令でもなく、課長通達で外国人に提出を求めるもので、事業者として協力したものであり、仮に虚偽であるとしても、法務大臣が裁量で与える事案について刑事罰を科す根拠法がありません。唯一あるのは、法務大臣は、その対処として入管法で在留資格を取消ことができるとしています。

在留資格の付与は法務大臣の裁量ですが、法務大臣は法律ではない法務省の「省令」で、技術や人 文国際については、大学、短大等を卒業して専門知識をもっていることを付与方針として規定して いますので、「卒業証書」であれば在留資格付与の大きな要因だと推測できますが、雇用契約書が在 留資格の取得を容易にするとは言えません。

在留資格を得られたから本邦におられた。本邦におられたから不法就労できたと言うが、在留資格は付与条件を未公開で法務大臣が裁量で与えるものです。

在留資格を受けても、更に入国許可(パスポートへの証印)も許可条件を未公開で、外務大臣が 裁量で許可を与えて在住(入国)が可能になるものです。よって、雇用契約書が虚偽だとしても両 大臣の裁量権限を容易に左右できるとは言えません。

事実として、在留資格は法務大臣が裁量で付与するものですから、告発人らは、入管との質疑など で在留資格について次のように説明され運用させられていました。

- 1)「卒業証書」で在留資格要件が満たされ専門知識があれば、雇用会社が不適当若しくは雇用契約書が虚偽などの場合は、外国人に対して、雇用契約会社を変えさせて再申請させている。
- 2)雇用契約書を交わした外国人が在留資格を受けて入社しなくとも、在留資格は外国人個人に付与するもので、付与後は、在留資格(技術や人文国際)の範囲でどこで働こうと自由である。
- 3) 在留資格を取得後、雇用契約会社に入社できなくとも、直ちに在留資格が取消されるのでは なく、一定期間内に、在留資格の範囲で雇用先を見つけ就労できる。

よって、内容虚偽の雇用契約書の提供が在留資格の取得を容易にしたとはいえず、また、在留資格の取得と不法就労とは何ら、因果関係はありません。

前記したように「内容虚偽の雇用契約書」で法務大臣より裁量で、技術や人文国際の在留資格を得たとしても、技術や人文国際の在留資格の範囲で働いていれば不法就労にならないことは明白で、 「内容虚偽の雇用契約書」と不法就労とは関係のないことは自明の理です。

彼等が不法就労者になったのは、働く資格のない在留資格の外国人を雇用して働かせた事業者の 責であることは自明の理であります。

以上により、入管法の立法趣旨どおり、不法就労に対する幇助・助長行為は「不法就労助長罪」に 規定するとおりで処分しなければ不当であり、幇助罪の適用は不法です。

2015年、大阪で中国人留学生がホステスをして「不法就労罪」で処分され「国外退去」になりましたが、不当だとして裁判で争い、無罪になっています。

このときの判決理由は、資格外活動として、週に28時間の就業時間制限や風俗営業での就労を認めていないのは、入管法本則(法律)ではなく細則(省令)なので、法律違反ではないとして起訴を退けたのです。

5. 外国人は日本におられるようにしたら犯罪をすると断定するのは、外国人に対する人権侵害です。そして、外国人を日本におられるようにしたら、その外国人が犯罪行為を犯せば幇助罪だとするのは幇助罪の乱用で、国民は安心して生活できません。

外国人のした不法就労に対して、その幇助行為の処罰を定めた「不法就労助長罪」でなく、日本に 在住できるようにしたから犯罪ができたとの因果関係で、何ら刑事罰にならない在留資格取消行為 の幇助を理由にして、刑法の「幇助罪」を適用するのは、幇助罪の乱用で違法です。

不法就労の幇助理由に、(課長通達で要求された)「(内容虚偽の)雇用契約書」を正犯に提供したから、(法務大臣より裁量で)在留資格が容易に取得できた。在留資格が得られたから、(外務大臣より裁量で入国査証が得られ)日本に在住できた。日本に在住できたから不法就労ができた。との因果関係で刑法の幇助罪を適用していますが、前記したように、仮に「内容虚偽の雇用契約書」であっても在留資格の取得や入国査証の許可とは、何ら法的な根拠がなく、明らかに因果関係がなく、又、日本におられるようにしたから犯罪ができるとすることは外国人に対する悪質な差別であり、人権侵害であり、また、幇助罪の乱用で違法です。

日本では、こうした遠い因果関係の論法を「風が吹けば桶屋が儲かる論法」と言います。風が吹けば、何故、桶屋が儲かるのか・・・?因果関係を話せば長いのです。そしてシナリオは色々あります。 つまり、因果関係は「こじつけ」なのです。

こうした、遠い因果関係で幇助罪を適用する習慣が根付いていれば、恐ろしい日本社会です。国民 は安心して生活ができません。

日本に在住できるようにしたから「不法就労」ができた。よって、因果関係は明白であると言うが、 外国人にアパートの一室を貸して、日本に在住できるようにした。日本に在住できたから殺人がで きたとしてアパートのオーナーに「殺人罪」の幇助罪が適用できるのでしょうかか???この答え として、

取調べの警察官は、「社長、中国人が不法就労したから、不法就労に対する幇助罪で済むけど・・・・中国人が、殺人をしていたら、殺人罪に対する、幇助罪ですよ!気をつけてくださいよ!」と言いました。既に、アパートのオーナーに、殺人罪の「幇助罪」を適用しているのです。

外国人を平等に扱う日本人を面白く無いと思えば、この日本人に対して、裁量で殺人の幇助者に もしているのです。人権侵害の根本は、恣意的な外国人排除の習慣が根付いているからです。

よって被告訴人正犯らの罪名は刑法の「虚偽告訴罪」であり、「特別公務員職権乱用罪」です。

個々については、第2章 告訴事実記載しますが、「特別公務員職権濫用罪」は、その職権を濫用して、他人を逮捕、監禁することによって成立する罪です。特別公務員職権濫用罪の犯罪構成要件該当性については、

- ①主体が特別公務員であること、・・・・事実 警察官、検察官や裁判官らです。
- ②人を逮捕・監禁したこと、・・・・事実として逮捕・監禁されました。
- ③職権を濫用したこと、によって成立します。・・・・職権を濫用したか否かですが、濫用とは、職務上の権限を不法に行使することで、その手段や方法は、暴行・脅迫だけでなく、法律上・事実上、被害者に対してその結果を受け入れざるえない程度に意思決定の自由を圧迫するものであれば足りるとされています。

職務権限については、第三章 注釈的説明で 記載しますが、警察官について言えば 刑事訴訟 法 第百八十九条 警察官は、それぞれ、他の法律又は国家公安委員会若しくは都道府県公安委員 会の定めるところにより、司法警察職員として職務を行う。

2 司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとします。と規定 されています。

よって、犯罪が思料されない、つまり、なんら法に違反していないのに、捜査、逮捕、監禁することは、不法な行為であり、特別公務員職権乱用罪にあたります。

告訴事実に記載のとおり、不法な内容嘘偽の逮捕状等を提示するなどして意思決定の自由を圧迫 し職務上の権限を行使しています。 特別公務員職権濫用罪は故意を必要としていませんので、この明らかな不法な行為は、職権乱用であるので、犯罪は成立します。

名誉回復のための手段は「再審請求」です。しかし、「適用法の誤り」は再審請求できません。しかし 事件に関わった警察官や検察官の犯罪を起訴し、犯罪が確定すれば「再審請求」できます。

私は、日本の司法が、法の下での統治、基本的人権の尊重、国際法の遵守を実現する証として、検察が自主的に再審請求することを望んでいます。

よって、何度めかになりますが 告発状を堤出いたします。

以下の被告発人の所為は、正犯の成す、刑法 194条 特別公務員職権濫用罪および刑法 172条 虚偽告訴罪に対する、刑法 62条 1 項幇助罪に該当する者と考えるので、被告発人を厳罰に処することを求め告発します。

第3章、告発事実

I. 特別公務員職権乱用罪 幇助の犯罪事実

13. 正犯の正犯の警察官らは、平成22年6月中旬頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4-4の幇助行為を指して、嘘偽に、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、都内において金軍学を入管法違反(資格外活動)の幇助罪の容疑で、事前に東京簡易裁判所に逮捕令状を嘘偽請求し、被告発人は持っている職権を乱用し内容嘘偽の不法な逮捕令状で、意思決定の自由を圧迫し、金軍学には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を

行ない取調べを行ったもので、警察官らの所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人の弁護人 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幇助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に 釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

14. 正犯の警察官らは、平成22年7月上旬頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4-4の幇助行為を指して、嘘偽に、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、都内の警察署に留置中の金軍学を入管法違反(資格外活動)の幇助罪の容疑で、事前に東京簡易裁判所に(再)逮捕令状を嘘偽請求し、被告発人は持っている職権を乱用し内容嘘偽の不法な逮捕令状で、意思決定の自由を圧迫し、金軍学には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行ったものでで、警察官らの所為は、刑法194条特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人の弁護人 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幇助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に 釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

3. 正犯の検察官は、平成22年6月中旬頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4-4の幇助行為を指して、嘘偽に、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、都内の警察署に逮捕・監禁中の金軍学を入管法違反(資格外活動)の幇助罪の容疑などで、不法に勾留請求を行ない、勾留状を不法に取得して、職権を乱用し内容嘘偽の不法な勾留状で、意思決定の自由を圧迫し、金軍学には何の義務もない、不法な逮捕監禁を行ない取調べを行ったもので、検察官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人の弁護人 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幇助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に 釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

4. 正犯の検察官は、平成22年7月上旬頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4-4の幇助行為を指して、嘘偽に、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、都内警察署に逮捕・監禁中の金軍学を入管法違反(資格外活動)の幇助罪の容疑などで、不法に(再)勾留請求を行ない、勾留状を不法に取得して、職権を乱用し内容嘘偽の不法な勾留状で、意思決定の自由を圧迫し、金軍学には何の義務もない、不法な逮捕監禁を行ない

取調べを行ったもので、検察官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人の弁護人 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幇助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に 釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

5. 正犯の検察官は、取調べの検察官より引き継ぎを受け、平成22年7月下旬頃より、平成22年10月末日頃まで、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4-4の幇助行為を指して、嘘偽に、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪であるとして、入国者収容所(又は都内の警察署)に収監中の金軍学を入管法違反(資格外活動)の幇助罪の被告として釈放せず、そして同年10月末頃、公判において不法な内容虚偽の起訴状を読み上げ公判を開始し、意思決定の自由を圧迫し、金軍学には何の義務もない、不法な逮捕監禁をして公判を行ったもので、検察官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人の弁護人 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幇助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に 釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

6. 正犯の裁判官は、平成22年6月中旬頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4-4の幇助行為を指して、嘘偽に、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、金軍学を入管法違反(資格外活動)の幇助罪などの容疑による、警察官の不法な逮捕状請求を、情により適法と認め、逮捕状を不法に発行し、意思決定の自由を圧迫し、金軍学には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせたもので、裁判官の所為は、刑法194条特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人の弁護人 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幇助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に 釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

7. 正犯の裁判官は、平成22年7月上旬頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4-4の幇助行為を指して、嘘偽に、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、都内の警察署に逮捕・監禁中の金軍学を入管法違反(資格外活動)の幇助罪などの容疑による、警察官の不法な(再)逮捕状請求を、情により適法と認め、逮捕状を不法に発行し、意思決定の自由を圧迫し、金軍学には何の義務もない、不法な逮捕監禁を行なわせたもので、

裁判官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人の弁護人 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幇助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に 釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

8. 正犯の裁判官は、平成22年6月中旬頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4-4の幇助行為を指して、嘘偽に、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、都内の警察署に逮捕・監禁中の金軍学を入管法違反(資格外活動)の幇助罪の容疑などによる、裁判官の不法な勾留状請求を、情により適法と認め、勾留状を不法に発行し、意思決定の自由を圧迫し、金軍学には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせたものです。

被告発人の弁護人 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幇助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に 釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。 9. 被告発人の弁護人 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に 反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の 故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進し たもので、つまり犯罪を幇助したもので、裁判官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に 該当するものです。

被告発人の弁護人 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幇助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に 釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

10. 正犯の裁判官は、平成22年7月上旬頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4-4の幇助行為を指して、嘘偽に、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、都内の警察署に逮捕・監禁中の金軍学を入管法違反(資格外活動)の幇助罪の容疑などによる、検察官の不法な(再)勾留状請求を、情により適法と認め、、勾留状を不法に発行し、意思決定の自由を圧迫し、金軍学には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせたもので、裁判官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人の弁護人 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進した

もので、つまり犯罪を幇助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に 釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

11. 正犯の裁判官は、平成22年10月末頃頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4-4の幇助行為を指して、嘘偽に、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは犯罪として、入国者収容所(又は都内の警察署)に収監中の金軍学を入管法違反(資格外活動)の幇助罪による、検察官の不法な内容虚偽の起訴を、情により適法と認め、釈放せず、公判を開廷し、意思決定の自由を圧迫し、金軍学には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせ公判を行ったもので、裁判官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

尚、被告発人の裁判官岡部豪は、告発人の判決書の因果関係でも、風が吹けば桶屋が儲かるの論法 で、幇助罪の因果関係をのべており犯罪を証左するものです。

悪しき判例を作ったものです。この判例により、被害は日々拡大されているのです。

被告発人の弁護人 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幇助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に 釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

以上11件の告発事実(犯罪事実)について、以下は逮捕監禁の目的を補充

逮捕状、勾留状等の請求目的は、告発人を幇助罪とするので、在留資格取消の幇助行為における嘘 偽の雇用契約書を作成し提供したとして、東京地方裁判所へ起訴するための捜査をして被告発人の シナリオで調書を取ることと、自白を強要するためであるが、嘘偽の雇用契約書を作成し提供した 幇助行為が罪にならないので、故意を立証する行為は違法です。

告発人の経営するレフコ社は、昭和58年10月設立、資本金16,492万円あり大会社だったので、 犯罪者にすれば社会に与えるインパクトが大きいので、手柄が大きいと考えたのです。

正犯の犯行目的は、平成16年に創設された不法就労の助長行為を防止する在留資格取消の趣旨を悪用して、不法就労した正犯と不法就労の刑法幇助罪をした告発人と金軍学の両者を犯罪者とすることで、先輩ができなかった、入管法違反事件でおそらくはじめての、不法就労助長罪で事業者を刑事処分しなくとも、在留資格取消の幇助者を処分することで、不法就労した外国人を刑事処分することが出来る実績を作り、手柄をたてるためです。事実、この後フィリッピン大使館職員や外交官は、この手口で犯罪人にされています。

被告発人は、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したものです。

以下は犯罪が思科されない理由と違法行為

「何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないとは」詳しくは、第1章. 告訴の趣旨で記載 しましが正犯の犯罪要旨を再掲します。 この事件は、入管法で規定する犯罪である。不法就労に対しては、不法就労をした外国人を「不報 就労罪」で、また、不法就労させた事業者を、不法就労に対する幇助罪である「不報就労助長罪」で公 平に処分することが規定されている。

よって、入管法の不法就労に関しては、両罪でこの事件は完結しなければないが、正犯のみを「不報就労罪」で刑事処分し、不法就労させた事業者を、不法就労に対する幇助罪である「不報就労助長罪」で公平に処分せずに、内容虚偽の雇用契約書を提出し、在留資格の取得を容易にしたので正犯は不法就労ができたとして、告訴人を不法就労の幇助罪としたが、前章の告訴の趣旨で記載したとおり、不法である。

従来は、不法就労した外国人だけを恣意的に「不法就労罪」で罰金等などで刑事処分し国外退去させ、不法就労させた事業者を「不法就労助長罪」で処分していないが、法の下で公平でなく、国際法に反する行為であるので、外国人も無罪としなければならないが、この事件では、手柄を得たい入管法に熟知した被告訴人は検察官と共謀し、不法就労させた事業者を情により処罰せずとも、不法就労者を処分する新たな手口を画策したのです。

先に不法就労で逮捕した正犯を罰金刑ではなく懲役刑として刑事処分するため、法の下で平等に処分するように見せかけ、また国際法にも反しないとするため、告訴人らを虚偽の幇助者とすることで、不法就労の両者を公平に刑事処分したように見せかけるため、入管法違反(資格外活動)の刑法幇助罪の犯罪者として、でっち上げたのです。そのため虚偽逮捕、虚偽送検の犯罪を企てたのです。

在留資格の付与条件は未公開で、在留資格は法務大臣が裁量で付与するものです。そして、仮に正犯が、内容虚偽の雇用契約書を提出して、技術や人文国際の在留資格を得ていた場合には、法務大臣は、入管法22の4条の4により「在留資格の取消」を行うことができると入管法は規定しているので、入管法では不法就労と内容虚偽の雇用契約書との因果関係は全く無い。

仮に正犯が、内容虚偽の雇用契約書を提出して、技術や人文国際の在留資格を得ていたとしても、 在留資格の範囲内で働いていれば「不法就労」とならないことは自明である。

真実は、正犯が、在留資格の範囲外で就労したので、不法就労となったものである。それは「不法就 労助長罪」で規定するように、正犯を雇用して資格外の不法就労をさせた事業者がいたからである。

よって、仮に内容虚偽の雇用契約書であったとしても、不法就労とはなんら因果関係はないが、一般国民が入管法や国際法に疎いことを悪用した犯罪で、外国人だけをを「不法就労罪」で懲役刑として刑事処分して手柄を立てたいばかりに、不法就労とは因果関係のない、「風が吹けば桶屋が儲かる論法」で、不法就労とは関係ない第三者を不法就労の幇助者としてでっち上げ、刑法の幇助罪を乱用しているのである。

告訴人の経営するレフコ社は、昭和 58 年 10 月設立、資本金 16,492 万円あり大会社だったので、 もと社員の金軍学を共犯として犯罪者にすれば社会に与えるインパクトが大きいので、手柄が大き いと考えたのです。

犯行目的は、不法就労した正犯と不法就労の刑法幇助罪をした告訴人らの両者を犯罪者とすることで、先輩警察官、検察官、裁判官らができなかった、入管法違反事件でおそらくはじめての、不法就 労助長罪で事業者を刑事処分しなくとも、在留資格取消の幇助者を処分することで、不法就労した 外国人を刑事処分することが出来る実績を作り、手柄をたてるためです。

事実、この後フィリッピン大使館職員や外交官は、この手口で犯罪人にされています。

なお、中国人は、法務大臣より在留資格取消(第22条の4 4項)を理由として、国外退去の処分さえ受けていないので、在留資格取消の幇助とも言えないので全くの虚偽です。

したがって、金軍学は何ら犯罪行為をしていないのに、卑劣な違法行為の手口で犯罪者にし、不法 な手段で意思決定の自由を圧迫しての、被告発人の不法な逮捕・監禁行為は単なる過失ではなく悪 質な故意のある犯罪行為(後述)です。

被告発人が、上記の趣旨で正犯の犯罪を指摘し、冤罪であるので、即時釈放を求めれば、正犯は、犯罪を認めざるを得ず、金軍学は即時釈放されたことは自明の理であります。

しかし、被告発人は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幇助したものです。

よって、被告発人の所為は、前記11件の警察官、検察官、裁判官ら正犯のなす 刑法194条 特別公務員職権濫用罪に対する 刑法62条1項幇助罪に該当するものです。

Ⅱ. 虚偽告訴罪 幇助の犯罪事実

1. 正犯の警察官らは、平成22年6月中旬頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4-4の幇助行為を指して、嘘偽に、手柄を得たい被告発人は、不法就労した正犯を通常の対処と異なり、入管法違反(資格外活動)で厳しく懲役刑にすることを画策し、それには国際法に反しないために、入管法の幇助者である雇用者を不法就労助長罪で処罰せねばならないが、情により処罰したくないので、金軍学らを代わりの幇助者としてでっち上げ刑法で処罰させることを画策し、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪であるとして、都内の警察署に逮

捕監禁中の金軍学を入管法違反(資格外活動)の幇助罪の容疑などで、東京地方検察庁に内容嘘偽の罪名で虚偽告発(送検)したもので、警察官らの所為は、刑法172条 虚偽告訴罪に該当するものです。

被告発人の弁護人 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幇助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に 釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

2. 正犯の警察官らは、平成22年7月上旬頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4-4の幇助行為を指して、嘘偽に、手柄を得たい被告発人は、不法就労した正犯を通常の対処と異なり、入管法違反(資格外活動)で厳しく懲役刑にすることを画策し、それには国際法に反しないために、入管法の幇助者である雇用者を不法就労助長罪で処罰せねばならないが、情により処罰したくないので、金軍学らを代わりの幇助者としてでっち上げ刑法で処罰させることを画策し、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪であるとして、都内の警察署に逮捕監禁中の金軍学を入管法違反(資格外活動)の幇助罪の容疑などで、東京地方検察庁に内容嘘偽の罪名で虚偽告発(追加送検)したもので、警察官らの所為は、刑法172条 虚偽告訴罪に該当するものです。

被告発人の弁護人 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反

し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幇助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に 釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

3. 正犯の検察官は、平成22年7月下旬頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4-4の幇助行為を指して、嘘偽に、手柄を得たい被告発人は、不法就労した正犯を通常の対処と異なり、入管法違反(資格外活動)で厳しく懲役刑にすることを画策し、それには国際法に反しないために、入管法の幇助者である雇用者を不法就労助長罪で処罰せねばならないが、情により処罰したくないので、金軍学を代わりの幇助者としてでっち上げ刑法で処罰させることを画策し、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは犯罪として、都内の警察署に逮捕・監禁中の金軍学を入管法違反(資格外活動)の幇助罪で、東京地方裁判所に虚偽告発(起訴)をしたもので、警察官らの所為は、刑法172条 虚偽告訴罪に該当するものです。

被告発人の弁護人 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幇助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に 釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。 4. 正犯の検察官は、平成22年10月末頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4-4の幇助行為を指して、嘘偽に、取調べの検察官に同調し手柄を得たい被告発人は、不法就労した正犯を通常の対処と異なり、入管法違反(資格外活動)で厳しく懲役刑にしたので、それには国際法に反しないために、入管法の幇助者である雇用者を不法就労助長罪で処罰せねばならないが、情により処罰したくないので、画策通り、金軍学を代わりの幇助者としてでっち上げ刑法で処罰させるため、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは犯罪であるとして、入国者収容所(又は都内の警察署)に収監中の金軍学を入管法違反(資格外活動)の幇助罪で、東京地方裁判所に虚偽告発(論告求刑)をしたもので、検察官の所為は、刑法172条 虚偽告訴罪に該当するものです。

被告発人の弁護人 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幇助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に 釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

以上4件の告発事実(犯罪事実)について、以下は虚偽告発の目的を補充

前記 I. 特別公務員職権乱用罪 幇助の犯罪事実 に同じです。

したがって、金軍学は何ら犯罪行為をしていないのに卑劣な違法行為の手口で犯罪者にしたので、

被告発人の不法な虚偽告発は単なる過失ではなく悪質な故意のある犯罪行為(後述)です。

被告発人が、上記の趣旨で正犯の犯罪を指摘し、冤罪であるので、即時釈放を求めれば、正犯は、犯罪を認めざるを得ず、金軍学は即時釈放されたことは自明の理であります。

しかし、被告発人は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幇助したものです。

よって、被告発人の所為は、前記4件の警察官、検察官ら正犯のなす 刑法172条 虚偽告訴罪に対する刑法62条1項 幇助罪に該当するものです。

Ⅲ. 悪質な故意のある犯罪行為 (告発事実の故意について)

2. 風が吹けば桶屋が儲かる式の結論ありきの強引な因果関係による幇助論はぞっとします。

正犯の嘘偽告発・逮捕監禁の犯罪趣旨は、告発人が共犯者の金軍学と共謀し、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供することで、正犯は在留資格を取得できた。

正犯は在留資格が得られたので日本に在留できた。

在留できたので不法就労することが出来た。

よって、入管法違反(資格外活動による不法就労)の幇助所為をした犯罪であるとしたのです。

理由とした因果関係は、入管法の趣旨を大きく逸脱し、また幇助罪論理さえ逸脱した、明らかに適

用法を違法にこじつけた明らかに故意のある犯罪です。

こういう「風が吹けば桶屋が儲かる」論法が許されるのであれば、在留できたので不法就労することが出来た。の部分は、在留できたので殺人ができたとして、殺人罪の幇助罪にも出来るのです。

中国人は在留資格が得られたので日本に在留できた。の部分は、アパートの一室を借りることができたので、日本に在留できた。在留できたので、不法就労できた・・・在留できたので殺人ができた・・・すべて在留することができたに掛かる犯罪は、幇助罪にできることになります。

もちろん、幇助罪ですから、故意がなければなりませんが、 結論が決まっていますから、故意はいくらでもでっち上げることができます。

この事件でも、金軍学が報酬(謝礼)の分け前をを銀行振り込みしたとしています。

告発人は、内容虚偽の雇用契約書を正犯に提供したわけでなく、リーマンショックで予定していた4月の定期入社の採用ができなくなったので、採用を中止したためです。

告発人は、リーマンショックがなければ、採用して、派遣で、一人あたり月10万円くらいはピンはね出来ますので、虚偽の採用をする必要のないことは、業界の者でしたらすぐにわかります。しかし、特別公務員は税金で給与を貰っているのでビジネス感覚がまったくわからないのです。それで、被告発人は、リーマンショックなどの経済状況変化のわからない特別公務員なので、正規の雇用契約書を内容虚偽の雇用契約書と決めつけるのです。

これで、でっち上げの材料はできたのですが、幇助罪ですから「故意」が必要になります。 それで、採用を任せた金軍学のブローカー業務的な、謝礼の受け取りに着目するのです。 求人を任せられた採用担当は、有利な立場に立ちますから、中国文化では当然、謝礼の受け取りが発生します。この所為は感心しませんが中国文化では当たり前、むしろ儒教文化では、仲人などへの 謝礼と同じ感覚なのです。

中国ビジネスで賄賂なしでは仕事ができないのと同じです。もちろん、中国文化を理解しない、論語さえ読んだことのない被告発人には、不道徳に見えるのです。それで、この謝礼の内、一部が告発人に流れたとでっち上げるのです。

被告発人の警察官は逮捕前に金軍学の経営する店に偵察に行き、彼がブローカー業務をやっていることも知っているし、居抜きの店は従業員が数人いる大きな飲食店ですから、開店には1000 万円以上の資金が必要なことくらい分かります。

当然、この金は、ブローカー業務でためた資金からですが、4人からの謝礼を全部合計しても100万円にはなりません。しかし、強引に一部が告発人に流れたとして故意論をでっち上げるのです。

公判でも検察官中野麻衣は、レフコ社に入金された

普通預金の記録から「キン」の名前で入金されているのは「金軍学」であると断定したのです。 中国人が、「姓」のみで銀行振込することは100%ないと中国人はいいます。日本人でもしません。

また報酬(謝礼)の金を銀行振込することも絶対ないと言いますが、警察官、検察官らは、自らの 生活習慣をそのまま中国人にあてはめたのです。

しかし、警察官、検察官らが、仲人さんへの謝礼やお中元、お歳暮を銀行振込で、 しかも「姓」だけで行っているとは、衝撃でした。 被告発人は、逮捕状や起訴状をみて、嘘偽の雇用契約書提供の関係が不法就労に結び付くのは「風が吹けば桶屋が儲かる」の論法と感じたと思いますが、なぜ因果関係になるのかを追求すれば、在留資格取消のトリックも判明したと思うので、未必の故意以上の故意を感じます。

2. 未必の故意

在留資格の付与条件、入管法の在留資格取消(22条の4)や不法就労助長罪(73条の2)の 存在を知らなかった、失念していたので、単なる過失だと言い訳するのであれば、

不法就労に関わる入管法事件を扱う弁護士として、入管法の趣旨、関連条項の創設、改定趣旨やその 内容などの法令調査を怠たって、職務を行うことは、

適用法誤りが指摘できず、取り返しがつかない人権侵害をおこし、被害者を社会のどん底に引きずり落とす悲惨な結果になることは、職務の性格上、充分認識していたとされるので、「未必の故意」といえます。

また、入管法違反事件を扱う弁護士が、入管法を知らなかったと言うのであれば、法治国家として の体をなしていないので、許されることではありません。

弁護士が、法律を知らなかったので、

適用法を誤ったと平然とするのでは、国民は安心して生活できません。

弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実 を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として 指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幇助したものです。 被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、告発人や金軍学は、 即時に釈放され、事件は終了していたことは自明の理であることからも証左できます。

3. 被告発人の幇助行為について故意

金軍学の弁護人は、最初の法定で会いました。最初で最期です。

金軍学の弁護人は、公判が開始されると、罪状認否で、金軍学に代わり、「全てを認めます」と言いました。認めるのは勝手ですが、日本の法律に疎い、金軍学が哀れでした。

以下は、告発人の弁護士村上との経緯ですが、金軍学の弁護人にも同じことが言えます。

村上弁護士は、告発人が逮捕された当日夜、入管法のコピー数枚を持って接見に来ている。入管法 そのものは小さな法律です。

数回、読み返しても2、3時間もあれば法令調査は十二分に可能です。

この事件は、告発人からすると事実関係を争うものではなく罪刑法定主義を争うものなので、 弁護士職務基本規程)を遵守すれば、以後の公判、実刑などの悲劇は起きなかったのです。

告発人の主張する、不法就労に対する幇助罪は不法就労助長罪しかない。

在留資格を得るには入管法では必要に応じて事実調査を行い在留資格が付与されており、

若し不正をしても在留資格取消処分です。などの主張に耳を傾け、入管法を冷静に熟読したり、

入管法に詳しい専門家に意見を聞くなりしていれば、正犯の成した不法就労に対する幇助罪の逮捕

理由である、入管法の在留資格の取消し(第22条の4 4項)を逮捕理由とする、

適用法誤りはすぐに発見できたのです。

それを警察、検察の主張に傾注し幇助罪の犯罪構成要件における時間差論に独走して、 告発人の主張を手続き論だとして耳を傾けなかったのです。

告発人は法学については一般教養レベルであるが、

サラリーマン時代から、中国貿易においては通産省に行き専門官などから指導を受け、

関連する法律を確認しながら違反しないようにしてきました。

企業経営においても、公開準備会社として法令遵守に気を配り、商法など専門家のセミナーにも通い、商法なども同様に確認し実践してきました。

入管法についても入管窓口などで教えを請い入管法などで確認しながら実務をしてきたので、

実務的には、弁護士(村上)より理解していたと思う。それで、入管法や入管法細則を東京拘置所に 差し入れて欲しいと依頼するが、差し入れされたのは細則だけでした。

この習性は告発人がコンピュータ技術者であったことによる。

理解するには、天井に届くほどの膨大な量のマニュアルを、

何度も読まなければOS、言語を初め関連技術を習得出来なかったからです。

そして告発人は、システムエンジニア(SE)だったので、社内牽制におけるアプリケーション設計とは、職務基本規定や詳細規定を作ることだったからです。

規定は作るだけではなく、日々の職務で実行することが必要であることを良く知っているからです。

もし被告発人らが、弁護士法、弁護士職務基本規程にそって謙虚に職務を遂行していれば、適用法 誤りは簡単に見つかり、

被告発人は、正犯の成した不法就労に対する幇助罪の逮捕理由である、

入管法の在留資格の取消し(第22条の4 4項)を逮捕理由とする、

適用法誤りを指摘し、罪刑法定主義の主張をして、弁護人の立場で正当な法律手続きをしていれば、 金軍学はすぐに釈放されていたことは自明の理であります。 警察官、検察官、裁判官らの特別公務員の成す犯罪行為によって 何ら義務のない逮捕・監禁から法律的に開放できるのは弁護士だけであります。

入管法の在留資格の取消し(第22条の4 4項)を逮捕理由とする、

適用法誤りを見逃したのは過失との言い訳をするのであれば、

弁護士法、弁護士職務基本規程の定める、

必要な法令の調査を適切に行った上であれば、今回の過失は起こらないのであります。

弁護士法及び弁護士職務基本規程を遵守しないのは、

起こるべきして起きた当然の結果であり、飲酒運転による事故と同じく、弁護士が、

弁護士法及び弁護士職務基本規程を遵守しないのは、結果が見えている未必の故意であります。

弁護士法及び弁護士職務基本規程を遵守しないだけでなく、

刑事事件の弁護経験が少ないことが、刑事事件の弁護に自信を欠き、

警察官、検察官の逮捕理由に法的な誤りはないとの先入観で、

警察や検察の捜査に迎合したことは、結果として、警察、検察の捜査を支援したとしか言えない。 このことは、逮捕後2、3日して検察官(徳永)に接見するが、

検察官(徳永)の言う何ら意味のない、

「公判が持たない」との理由で釈放を拒否されて何ら対抗措置を取っていないことからも推測できる。

告発人のシステム業界では、こうした会話を「論理的でない」と言いますが、検察官と癒着した意味 のない会話であり、まともな弁護活動とは思えません。

弁護士である被告発人らの行為は、犯罪行為を成す警察官、検察官、裁判官らの行為に対して、 弁護士法及び弁護士職務基本規程を順守せず、弁護士としての基本職務を行なわないことは、犯罪 をなす警察官、検察官、裁判官を心理的に励まし、大いに実行行為を促進したことは明白であり、幇助罪に該当するものであります。

また、弁護士制度の信頼を失うものであり、司法制度の崩壊にもつながりかねないことから厳しい 処分が必要であります。

4. 入管法違反(資格外活動)事件は珍しい事件ではありません。弁護士の未必の故意は異常です。

事実として、告訴人が収監された警察の留置所は、不法就労の逮捕者で溢れかえっていました。 不法滞在10年以上も珍しくありません。多くの場合、情により雇用者を不法就労助長罪で逮捕さ えせず処分しませんので、不法就労した外国人の内、不法滞在者は、通常は刑事処分はせずに入管送 りで国外強制退去です。

正規の滞在資格は、多くの場合、不法にも法の下での平等に反し罰金刑などで刑事処分をして恣意的に国外退去をさせているのです。しかし、この事件では正規の滞在資格であるため、罰金刑で国外退去とするところを、懲役刑にして手柄を得るため、在留資格の付与条件は法律の定めがなく法務大臣が未公開の付与条件で裁量により付与するものであるにも関わらず、内容虚偽の雇用契約書の提供が在留資格の取得を容易にしたとして虚偽の幇助者をでっちあげて不法就労罪を適用した、極めて悪質な犯罪です。

余談ですが、日々新聞をよんでいれば下記の記事を目にしたとおもいます。

大阪の中国人女子留学生がホステスとして働いていて、資格外活動の不法就労で逮捕され、「在留 資格取消」に該当するので国外退去の行政処分になりましたが、この留学生は珍しく裁判をしまし た。

裁判の結果、処分取消になり勝訴しています。

留学ビザで風俗で働いてはいけないと決めているのは本則でなく省令だからです。 それに学業成績もよく学業に支障をきたすという理由もはねつけられています。

在留資格の付与条件は法律で規定されておらず非公開で法務大臣の裁量であり在留資格を容易にしたとも言えず、虚偽の書類提出は国外退去の行政処分であることも知っており、正犯を逮捕理由とした、犯罪事実が「在留資格取消」の幇助理由であることは100も承知しており、入管法事件を扱う正犯の職権濫用の犯意は 明らかな故意(認識有る過失) です。

さらに、逮捕され(平成22年6月14日)後、起訴される月の平成22年7月1日より施行された、入管法改正では、「在留資格取消」に、他の外国人に対し嘘偽の書類の堤出を幇助したりした外国人は、国外退去とする条項が追加され施行されたことでもわかるように、 入管法の嘘偽の書類 堤出の幇助が刑事処分の対象でないことは明白であり、入管法事件を扱う警察官らの職権濫用の犯意は 故意(認識有る過失) であると言えるのです。

不法就労に対しては、法の下の平等及び国際法に反しないように、入管法違反(不法就労)では、不法就労した外国人を不法就労罪とする時は、不法就労させた事業者を、不法就労助長罪で、平等に刑事処分することが、入管法の趣旨であることからも、不法就労の幇助罪に、不法就労助長罪以外を適用することが相当でないことを、入管法違反(不法就労)事件を扱う司法警察官は、当然、熟知していたので、不法就労罪に対して、在留資格取消の幇助理由を刑法幇助罪の幇助理由とすることは、計画された故意(認識有る過失) であると言えます。

事実として、多くの入管法違反(不法就労)では、不法就労した外国人を逮捕しますが、多くの場合事業者を逮捕しませんので、雇用者を不法就労助長罪で処罰しない時は、不法就労した外国人は、不起訴もしくは少額罰金で、入管送りとしていたことも職務上、充分に知っていたのです。

従って、入管法の不法就労に関係する不法就労罪、不法就労助長罪、在留資格取消などの法律は充 分理解しての犯行ですから、職権濫用の犯意は 故意(認識有る過失) であると言えるのです。

取調べの際、不起訴で釈放されると思った司法警察官(賀来)は、こう言ったのです。

これからは、入管法でわからなければ、警察に聞いてくださいよ。

私でわからないところは、専門の人がいるので聞いて教えますよ。

このことからも警察は入管法に熟知しており計算された明らかな故意です。

捜査指揮をした若い検察官徳永は、

取調べの際、告発人が、罪刑法定主義では何の罪にもならないと言うと、

「私は偉いのです。誰があなたのことを信じますか、誰もあなたの言うことを信じませんよ」

「私は偉いのです。認めれば罰金、認めなければ懲役刑にでも出来るのです」

「私は偉いのです。多くの中国人は不起訴または少額罰金で入管送りになります。貴方も認めれば罰金刑にします」と言ったのです。

誰も信じなかったのは確かですが、このことからも計算された故意です。

しかし法の専門家である弁護士が、この犯罪を見破れないのは、未必の故意で、ただただ入管法 「在留資格取消」を確認しなかったのが原因です。

法律をすべて丸暗記している、裁判官、検察官、弁護士はいないと思います。

だから関係者は、都度、六法を開いて関連法の確認をしているのです。

被告発人は、警察官、検察官、裁判官は必ず適用法調査をして逮捕するので、適用法に間違いない として、事件を安易に考え時間をかけずに、金儲け第一で効率的に弁護をしたものです。 弁護人としては異常です。

弁護士職務基本規定さえ守らないで、弁護士への信頼を失わせる犯罪です。

第3章. 注釈的説明

1. 弁護士法 弁護士の使命及び職務

第一章 弁護士の使命及び職務

(弁護士の使命)

第一条 被告発人である弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。

2 被告発人である弁護士は、前項の使命に基き、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法 律制度の改善に努力しなければならない。

2. 弁護士職務基本規程

(法令等の調査)

第三十七条 被告発人である弁護士は、事件の処理に当たり、必要な法令の調査を怠ってはならない。 2 被告発人である弁護士は事件の処理に当たり必要かつ可能な事実関係の調査を行うように努め る

(遵守のための措置)

第五十五条 複数の弁護士が法律事務所(弁護士法人の法律事務所である場合を除く)を共にする場合(以下この法律事務所を「共同事務所」という)において、その共同事務所に所属する弁護士(以下「所属弁護士」という)を監督する権限のある弁護士は、所属 弁護士がこの規程を遵守するための必要な措置をとるように努める。

第4章 金軍学の被害

被告発人らの、日本国法を侮辱する、悪質な虚偽告発及び職権濫用により、 金軍学は、懲役1年半、 執行猶予3年 罰金100万円であった。

金軍学は、肉体的苦痛や精神的苦痛、社会的信用を失い、 ブローカー業の謝礼で貯めた1000万円で手にした中華料理店を失いました。

そして逮捕、拘留、判決により、生活の基盤である日本から強制退去をさせられ、 すべての信用、財産や収入、生活の基盤などを失うことになったのです。

金軍学のうけた懲役刑は、中国での人生にも大きく負担になります。 早急に、検察側が再審請求して起訴を取り下げ、賠償をすべきです。

日本人だけだったら、検察官が言った本音(私はは偉いんです)で握り潰せますが、 日本法は明文法ですから、国際的に握りつぶすことは出来ません。

罪のない中国人を罪人にして、金(罰金)まで巻き揚げて、国外追放処分にしたのです。 国際的にも恥ずかしいことをしてくれたものです。

早急に適切な処理をしないと、いずれ従軍慰安婦や徴用工なみの国際問題になります。 この件に関しては、中国人らが注意深く注目しています。

第5章 其の他

I. 立証方法

- 1. 起訴状出入国管理及び難民認定法並びに刑法等
- 3. 入管法改正にか
- 2. 日本国憲法、かる国会議事録(本会議および委員会等) (法の創設および改正趣旨)
- 5. 東京地裁判決

Ⅱ. 関係情報

起訴状

(平成22年東地庁外領第6487、6624 平成22年検第17461、17462、29215、29216)

Ⅲ. 添付書類

必要な資料は、上記関係情報より取得してください

〒261-0003 千葉市美浜区高浜6-18-9 長野恭博

Eメール nagano@miraico.jp 携帯電話 090-4824-7899

告発状

平成28年 5月10日

平成27年 6月 9日

東京地方検察庁 御中

告発人

7261-0003

住所 千葉市美浜区高浜6-18-9

電話 090-4824-7899

職業 合同会社未来 代表

生年月日 昭和24年9月9日生

氏名 長野恭博 印

被告発人

正犯の成す、刑法 194条 特別公務員職権濫用罪および刑法 172条 虚偽告訴罪に対する、刑法 62条1項幇助罪

3) 金軍学の弁護人 弁護士 姓名不詳

第3章. 告発の趣旨

被告発人は正犯の成す下記犯罪に対し心理的に実行行為を促進したものである。

日本は、「不法就労」に対して、不法就労した外国人を「出入国及び難民認定法(以下「入管法」と言う)」70条「不法就労罪」で刑事処分し、不法就労させた雇用者を入管法73の2条「不法就労助長罪」で、両者を平等に刑事処分することで、日本国憲法の「法の下での平等」や恣意的に外国人を処分

することを禁じた「国際法」に反しないように立法しています。

しかし、実態は、(不法就労させた雇用者)を「不法就労助長罪」で処分せず、(不法就労した外国人だけ)を「不法就労罪」で刑事処分し、国外追放にしています。

これは、外国人を恣意的に差別することを禁じた国際法に反しています。日本国憲法の法の下での平等にも反しています。

不法就労させた「不法就労助長罪」で事業者を処分しないのであれば、不法就労させられた外国人 も、処分なし(無罪)が法の論理です。そうであれば当然、如何なる、不法就労の幇助者もいないと いうことです。これが法の下での統治であり、基本的人権の尊重であり、国際法の遵守です。

2010年に発生した当入管法違反幇助事件では、もっと悪質な、犯罪行為をしました。従来は不法就労させた事業者を「不法就労助長罪」で処分せず、不法就労した外国人だけを「不法就労罪」で罰金刑にして国外追放していたのですが、「不法就労助長罪」の雇用者にかわる、第三者の「幇助者」をでっち上げ、平等に処分したように見せかけるため、第三者を刑事処分して、不法就労した外国人を罰金刑でなく「懲役刑」にして国外追放したのです。第三者とは、採用予定の正犯に雇用契約書を提供した告発人と共犯とされた元部下の中国人「金軍学」です。

私と共犯とされた「金軍学」は、中国人の不法就労に対して、その幇助行為をしたとして、国際法を遵守するため創設された、不法就労に対する幇助行為や助長行為を規定した特別法である「不法就労助長罪」でなく、不法にも、「内容虚偽の雇用契約書」を提供したから、在留資格が容易に得られた。それで日本におられた。日本におられたから不法就労できた。との因果関係で、一般法である刑法の「幇助罪」を乱用され実刑(懲役刑)を受けました。

「金軍学」や私だけでなく、私の知る限り、2014年、2015年にはフィリピン大使館職員や外交官まで同様の不法な論理で「幇助罪」が適用され刑事処分されております。

私の主張は、 刑法の幇助罪適用は、以下の理由により適用法違反による犯罪行為です。被告発人 らの罪名は刑法の「虚偽告訴罪」であり、「特別公務員職権乱用罪」です。

- 1. 不法就労に対する幇助罪は、特別法にあたる、入管法の73の2条「不法就労助長罪」で規定されています。正犯や警察官、検察官も認めるように、「金軍学」は、「不法就労助長罪」に規定する行為はしていません。
- 4. 正犯を雇用した事業者は何れも、お咎め無しで入管法が規定する「不法就労助長罪」で処分されていません。そうであれば雇用された正犯もお咎め無しの無罪です。そして如何なる幇助者も存在しないということです。
- 5. 次に、「内容虚偽の雇用契約書」の提供が在留資格の取得を容易にしたとは言えません。

在留資格を容易に取得させたというが、在留資格の付与条件は法律で規定されておらず、付与条件は未公開で、法務大臣が裁量で付与するものであり、在留資格を容易にしたとは言えません。

「内容虚偽の雇用契約書」で在留資格を得たのであれば、入管法22条の4の4在留資格取消で規定するとおり不法就労とは別個のものです。

仮に「内容虚偽の雇用契約書」で法務大臣より技術や人文国際の在留資格を得たとしても、技術や 人文国際の在留資格の範囲で働いていれば、不法就労(資格外活動)にならないことは自明の理で す。したがって在留資格の取得と不法就労とは何ら関係のないものす。

憲法31条に「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」(法律の定めとは、国会で制定した法律を指します。地方議会で

制定した条例も含む)に照らして、雇用契約書の提出は、法律でも、省令でもなく、課長通達で外国人に提出を求めるもので、事業者として協力したものであり、仮に虚偽であるとしても、法務大臣が裁量で与える事案について刑事罰を科す根拠法がありません。唯一あるのは、法務大臣は、その対処として入管法で在留資格を取消ことができるとしています。

在留資格の付与は法務大臣の裁量ですが、法務大臣は法律ではない法務省の「省令」で、技術や人 文国際については、大学、短大等を卒業して専門知識をもっていることを付与方針として規定して いますので、「卒業証書」であれば在留資格付与の大きな要因だと推測できますが、雇用契約書が在 留資格の取得を容易にするとは言えません。

在留資格を得られたから本邦におられた。本邦におられたから不法就労できたと言うが、在留資格は付与条件を未公開で法務大臣が裁量で与えるものです。

在留資格を受けても、更に入国許可(パスポートへの証印)も許可条件を未公開で、外務大臣が 裁量で許可を与えて在住(入国)が可能になるものです。よって、雇用契約書が虚偽だとしても両 大臣の裁量権限を容易に左右できるとは言えません。

事実として、在留資格は法務大臣が裁量で付与するものですから、告発人らは、入管との質疑などで在留資格について次のように説明され運用させられていました。

- 1)「卒業証書」で在留資格要件が満たされ専門知識があれば、雇用会社が不適当若しくは雇用契約書が虚偽などの場合は、外国人に対して、雇用契約会社を変えさせて再申請させている。
- 2)雇用契約書を交わした外国人が在留資格を受けて入社しなくとも、在留資格は外国人個人に付与するもので、付与後は、在留資格(技術や人文国際)の範囲でどこで働こうと自由である。
- 3) 在留資格を取得後、雇用契約会社に入社できなくとも、直ちに在留資格が取消されるのではなく、一定期間内に、在留資格の範囲で雇用先を見つけ就労できる。

よって、内容虚偽の雇用契約書の提供が在留資格の取得を容易にしたとはいえず、また、在留資格の取得と不法就労とは何ら、因果関係はありません。

前記したように「内容虚偽の雇用契約書」で法務大臣より裁量で、技術や人文国際の在留資格を得たとしても、技術や人文国際の在留資格の範囲で働いていれば不法就労にならないことは明白で、 「内容虚偽の雇用契約書」と不法就労とは関係のないことは自明の理です。

彼等が不法就労者になったのは、働く資格のない在留資格の外国人を雇用して働かせた事業者の 責であることは自明の理であります。

以上により、入管法の立法趣旨どおり、不法就労に対する幇助・助長行為は「不法就労助長罪」に 規定するとおりで処分しなければ不当であり、幇助罪の適用は不法です。

2015年、大阪で中国人留学生がホステスをして「不法就労罪」で処分され「国外退去」になりましたが、不当だとして裁判で争い、無罪になっています。

このときの判決理由は、資格外活動として、週に28時間の就業時間制限や風俗営業での就労を認めていないのは、入管法本則(法律)ではなく細則(省令)なので、法律違反ではないとして起訴を退けたのです。

6. 外国人は日本におられるようにしたら犯罪をすると断定するのは、外国人に対する人権侵害です。そして、外国人を日本におられるようにしたら、その外国人が犯罪行為を犯せば幇助罪だとするのは幇助罪の乱用で、国民は安心して生活できません。

外国人のした不法就労に対して、その幇助行為の処罰を定めた「不法就労助長罪」でなく、日本に 在住できるようにしたから犯罪ができたとの因果関係で、何ら刑事罰にならない在留資格取消行為 の幇助を理由にして、刑法の「幇助罪」を適用するのは、幇助罪の乱用で違法です。

不法就労の幇助理由に、(課長通達で要求された)「(内容虚偽の)雇用契約書」を正犯に提供したから、(法務大臣より裁量で)在留資格が容易に取得できた。在留資格が得られたから、(外務大臣より裁量で入国査証が得られ)日本に在住できた。日本に在住できたから不法就労ができた。との因果関係で刑法の幇助罪を適用していますが、前記したように、仮に「内容虚偽の雇用契約書」であっても在留資格の取得や入国査証の許可とは、何ら法的な根拠がなく、明らかに因果関係がなく、又、日本におられるようにしたから犯罪ができるとすることは外国人に対する悪質な差別であり、人権侵害であり、また、幇助罪の乱用で違法です。

日本では、こうした遠い因果関係の論法を「風が吹けば桶屋が儲かる論法」と言います。風が吹けば、何故、桶屋が儲かるのか・・・?因果関係を話せば長いのです。そしてシナリオは色々あります。 つまり、因果関係は「こじつけ」なのです。

こうした、遠い因果関係で幇助罪を適用する習慣が根付いていれば、恐ろしい日本社会です。国民 は安心して生活ができません。

日本に在住できるようにしたから「不法就労」ができた。よって、因果関係は明白であると言うが、 外国人にアパートの一室を貸して、日本に在住できるようにした。日本に在住できたから殺人がで きたとしてアパートのオーナーに「殺人罪」の幇助罪が適用できるのでしょうかか???この答え として、

取調べの警察官は、「社長、中国人が不法就労したから、不法就労に対する幇助罪で済むけど・・・・中国人が、殺人をしていたら、殺人罪に対する、幇助罪ですよ!気をつけてくださいよ!」と言いました。既に、アパートのオーナーに、殺人罪の「幇助罪」を適用しているのです。

外国人を平等に扱う日本人を面白く無いと思えば、この日本人に対して、裁量で殺人の幇助者に もしているのです。人権侵害の根本は、恣意的な外国人排除の習慣が根付いているからです。

よって被告訴人正犯らの罪名は刑法の「虚偽告訴罪」であり、「特別公務員職権乱用罪」です。

個々については、第2章 告訴事実記載しますが、「特別公務員職権濫用罪」は、その職権を濫用して、他人を逮捕、監禁することによって成立する罪です。特別公務員職権濫用罪の犯罪構成要件該当性については、

- ①主体が特別公務員であること、・・・・事実 警察官、検察官や裁判官らです。
- ②人を逮捕・監禁したこと、・・・・事実として逮捕・監禁されました。
- ③職権を濫用したこと、によって成立します。・・・・職権を濫用したか否かですが、濫用とは、職務上の権限を不法に行使することで、その手段や方法は、暴行・脅迫だけでなく、法律上・事実上、被害者に対してその結果を受け入れざるえない程度に意思決定の自由を圧迫するものであれば足りるとされています。

職務権限については、第三章 注釈的説明で 記載しますが、警察官について言えば 刑事訴訟 法 第百八十九条 警察官は、それぞれ、他の法律又は国家公安委員会若しくは都道府県公安委員 会の定めるところにより、司法警察職員として職務を行う。

2 司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとします。と規定されています。

よって、犯罪が思料されない、つまり、なんら法に違反していないのに、捜査、逮捕、監禁することは、不法な行為であり、特別公務員職権乱用罪にあたります。

告訴事実に記載のとおり、不法な内容嘘偽の逮捕状等を提示するなどして意思決定の自由を圧迫 し職務上の権限を行使しています。 特別公務員職権濫用罪は故意を必要としていませんので、この明らかな不法な行為は、職権乱用であるので、犯罪は成立します。

名誉回復のための手段は「再審請求」です。しかし、「適用法の誤り」は再審請求できません。しかし 事件に関わった警察官や検察官の犯罪を起訴し、犯罪が確定すれば「再審請求」できます。

私は、日本の司法が、法の下での統治、基本的人権の尊重、国際法の遵守を実現する証として、検察が自主的に再審請求することを望んでいます。

よって、何度めかになりますが 告発状を堤出いたします。

以下の被告発人の所為は、正犯の成す、刑法 194条 特別公務員職権濫用罪および刑法 172条 虚偽告訴罪に対する、刑法 62条 1 項幇助罪に該当する者と考えるので、被告発人を厳罰に処することを求め告発します。

第4章. 告発事実

I. 特別公務員職権乱用罪 幇助の犯罪事実

15. 正犯の正犯の警察官らは、平成22年6月中旬頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4-4の幇助行為を指して、嘘偽に、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、都内において金軍学を入管法違反(資格外活動)の幇助罪の容疑で、事前に東京簡易裁判所に逮捕令状を嘘偽請求し、被告発人は持っている職権を乱用し内容嘘偽の不法な逮捕令状で、意思決定の自由を圧迫し、金軍学には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を

行ない取調べを行ったもので、警察官らの所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人の弁護人 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幇助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に 釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

16. 正犯の警察官らは、平成22年7月上旬頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4-4の幇助行為を指して、嘘偽に、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、都内の警察署に留置中の金軍学を入管法違反(資格外活動)の幇助罪の容疑で、事前に東京簡易裁判所に(再)逮捕令状を嘘偽請求し、被告発人は持っている職権を乱用し内容嘘偽の不法な逮捕令状で、意思決定の自由を圧迫し、金軍学には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行ったものでで、警察官らの所為は、刑法194条特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人の弁護人 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幇助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に 釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

3. 正犯の検察官は、平成22年6月中旬頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4-4の幇助行為を指して、嘘偽に、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、都内の警察署に逮捕・監禁中の金軍学を入管法違反(資格外活動)の幇助罪の容疑などで、不法に勾留請求を行ない、勾留状を不法に取得して、職権を乱用し内容嘘偽の不法な勾留状で、意思決定の自由を圧迫し、金軍学には何の義務もない、不法な逮捕監禁を行ない取調べを行ったもので、検察官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人の弁護人 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幇助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に 釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

4. 正犯の検察官は、平成22年7月上旬頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4-4の幇助行為を指して、嘘偽に、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、都内警察署に逮捕・監禁中の金軍学を入管法違反(資格外活動)の幇助罪の容疑などで、不法に(再)勾留請求を行ない、勾留状を不法に取得して、職権を乱用し内容嘘偽の不法な勾留状で、意思決定の自由を圧迫し、金軍学には何の義務もない、不法な逮捕監禁を行ない

取調べを行ったもので、検察官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人の弁護人 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幇助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に 釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

5. 正犯の検察官は、取調べの検察官より引き継ぎを受け、平成22年7月下旬頃より、平成22年10月末日頃まで、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4-4の幇助行為を指して、嘘偽に、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪であるとして、入国者収容所(又は都内の警察署)に収監中の金軍学を入管法違反(資格外活動)の幇助罪の被告として釈放せず、そして同年10月末頃、公判において不法な内容虚偽の起訴状を読み上げ公判を開始し、意思決定の自由を圧迫し、金軍学には何の義務もない、不法な逮捕監禁をして公判を行ったもので、検察官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人の弁護人 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幇助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に 釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

6. 正犯の裁判官は、平成22年6月中旬頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4-4の幇助行為を指して、嘘偽に、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、金軍学を入管法違反(資格外活動)の幇助罪などの容疑による、警察官の不法な逮捕状請求を、情により適法と認め、逮捕状を不法に発行し、意思決定の自由を圧迫し、金軍学には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせたもので、裁判官の所為は、刑法194条特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人の弁護人 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幇助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に 釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

7. 正犯の裁判官は、平成22年7月上旬頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4-4の幇助行為を指して、嘘偽に、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、都内の警察署に逮捕・監禁中の金軍学を入管法違反(資格外活動)の幇助罪などの容疑による、警察官の不法な(再)逮捕状請求を、情により適法と認め、逮捕状を不法に発行し、意思決定の自由を圧迫し、金軍学には何の義務もない、不法な逮捕監禁を行なわせたもので、

裁判官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人の弁護人 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幇助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に 釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

8. 正犯の裁判官は、平成22年6月中旬頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4-4の幇助行為を指して、嘘偽に、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、都内の警察署に逮捕・監禁中の金軍学を入管法違反(資格外活動)の幇助罪の容疑などによる、裁判官の不法な勾留状請求を、情により適法と認め、勾留状を不法に発行し、意思決定の自由を圧迫し、金軍学には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせたものです。

被告発人の弁護人 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幇助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に 釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。 9. 被告発人の弁護人 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に 反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の 故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進し たもので、つまり犯罪を幇助したもので、裁判官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に 該当するものです。

被告発人の弁護人 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幇助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に 釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

10. 正犯の裁判官は、平成22年7月上旬頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4-4の幇助行為を指して、嘘偽に、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、都内の警察署に逮捕・監禁中の金軍学を入管法違反(資格外活動)の幇助罪の容疑などによる、検察官の不法な(再)勾留状請求を、情により適法と認め、、勾留状を不法に発行し、意思決定の自由を圧迫し、金軍学には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせたもので、裁判官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人の弁護人 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進した

もので、つまり犯罪を幇助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に 釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

11. 正犯の裁判官は、平成22年10月末頃頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4-4の幇助行為を指して、嘘偽に、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは犯罪として、入国者収容所(又は都内の警察署)に収監中の金軍学を入管法違反(資格外活動)の幇助罪による、検察官の不法な内容虚偽の起訴を、情により適法と認め、釈放せず、公判を開廷し、意思決定の自由を圧迫し、金軍学には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせ公判を行ったもので、裁判官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

尚、被告発人の裁判官岡部豪は、告発人の判決書の因果関係でも、風が吹けば桶屋が儲かるの論法 で、幇助罪の因果関係をのべており犯罪を証左するものです。

悪しき判例を作ったものです。この判例により、被害は日々拡大されているのです。

被告発人の弁護人 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幇助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に 釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

以上11件の告発事実(犯罪事実)について、以下は逮捕監禁の目的を補充

逮捕状、勾留状等の請求目的は、告発人を幇助罪とするので、在留資格取消の幇助行為における嘘 偽の雇用契約書を作成し提供したとして、東京地方裁判所へ起訴するための捜査をして被告発人の シナリオで調書を取ることと、自白を強要するためであるが、嘘偽の雇用契約書を作成し提供した 幇助行為が罪にならないので、故意を立証する行為は違法です。

告発人の経営するレフコ社は、昭和58年10月設立、資本金16,492万円あり大会社だったので、 犯罪者にすれば社会に与えるインパクトが大きいので、手柄が大きいと考えたのです。

正犯の犯行目的は、平成16年に創設された不法就労の助長行為を防止する在留資格取消の趣旨を悪用して、不法就労した正犯と不法就労の刑法幇助罪をした告発人と金軍学の両者を犯罪者とすることで、先輩ができなかった、入管法違反事件でおそらくはじめての、不法就労助長罪で事業者を刑事処分しなくとも、在留資格取消の幇助者を処分することで、不法就労した外国人を刑事処分することが出来る実績を作り、手柄をたてるためです。事実、この後フィリッピン大使館職員や外交官は、この手口で犯罪人にされています。

被告発人は、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したものです。

以下は犯罪が思科されない理由と違法行為

「何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないとは」詳しくは、第1章. 告訴の趣旨で記載 しましが正犯の犯罪要旨を再掲します。 この事件は、入管法で規定する犯罪である。不法就労に対しては、不法就労をした外国人を「不報 就労罪」で、また、不法就労させた事業者を、不法就労に対する幇助罪である「不報就労助長罪」で公 平に処分することが規定されている。

よって、入管法の不法就労に関しては、両罪でこの事件は完結しなければないが、正犯のみを「不報就労罪」で刑事処分し、不法就労させた事業者を、不法就労に対する幇助罪である「不報就労助長罪」で公平に処分せずに、内容虚偽の雇用契約書を提出し、在留資格の取得を容易にしたので正犯は不法就労ができたとして、告訴人を不法就労の幇助罪としたが、前章の告訴の趣旨で記載したとおり、不法である。

従来は、不法就労した外国人だけを恣意的に「不法就労罪」で罰金等などで刑事処分し国外退去させ、不法就労させた事業者を「不法就労助長罪」で処分していないが、法の下で公平でなく、国際法に反する行為であるので、外国人も無罪としなければならないが、この事件では、手柄を得たい入管法に熟知した被告訴人は検察官と共謀し、不法就労させた事業者を情により処罰せずとも、不法就労者を処分する新たな手口を画策したのです。

先に不法就労で逮捕した正犯を罰金刑ではなく懲役刑として刑事処分するため、法の下で平等に処分するように見せかけ、また国際法にも反しないとするため、告訴人らを虚偽の幇助者とすることで、不法就労の両者を公平に刑事処分したように見せかけるため、入管法違反(資格外活動)の刑法幇助罪の犯罪者として、でっち上げたのです。そのため虚偽逮捕、虚偽送検の犯罪を企てたのです。

在留資格の付与条件は未公開で、在留資格は法務大臣が裁量で付与するものです。そして、仮に正犯が、内容虚偽の雇用契約書を提出して、技術や人文国際の在留資格を得ていた場合には、法務大臣は、入管法22の4条の4により「在留資格の取消」を行うことができると入管法は規定しているので、入管法では不法就労と内容虚偽の雇用契約書との因果関係は全く無い。

仮に正犯が、内容虚偽の雇用契約書を提出して、技術や人文国際の在留資格を得ていたとしても、 在留資格の範囲内で働いていれば「不法就労」とならないことは自明である。

真実は、正犯が、在留資格の範囲外で就労したので、不法就労となったものである。それは「不法就 労助長罪」で規定するように、正犯を雇用して資格外の不法就労をさせた事業者がいたからである。

よって、仮に内容虚偽の雇用契約書であったとしても、不法就労とはなんら因果関係はないが、一般国民が入管法や国際法に疎いことを悪用した犯罪で、外国人だけをを「不法就労罪」で懲役刑として刑事処分して手柄を立てたいばかりに、不法就労とは因果関係のない、「風が吹けば桶屋が儲かる論法」で、不法就労とは関係ない第三者を不法就労の幇助者としてでっち上げ、刑法の幇助罪を乱用しているのである。

告訴人の経営するレフコ社は、昭和 58 年 10 月設立、資本金 16,492 万円あり大会社だったので、 もと社員の金軍学を共犯として犯罪者にすれば社会に与えるインパクトが大きいので、手柄が大き いと考えたのです。

犯行目的は、不法就労した正犯と不法就労の刑法幇助罪をした告訴人らの両者を犯罪者とすることで、先輩警察官、検察官、裁判官らができなかった、入管法違反事件でおそらくはじめての、不法就 労助長罪で事業者を刑事処分しなくとも、在留資格取消の幇助者を処分することで、不法就労した 外国人を刑事処分することが出来る実績を作り、手柄をたてるためです。

事実、この後フィリッピン大使館職員や外交官は、この手口で犯罪人にされています。

なお、中国人は、法務大臣より在留資格取消(第22条の4 4項)を理由として、国外退去の処分さえ受けていないので、在留資格取消の幇助とも言えないので全くの虚偽です。

したがって、金軍学は何ら犯罪行為をしていないのに、卑劣な違法行為の手口で犯罪者にし、不法 な手段で意思決定の自由を圧迫しての、被告発人の不法な逮捕・監禁行為は単なる過失ではなく悪 質な故意のある犯罪行為(後述)です。

被告発人が、上記の趣旨で正犯の犯罪を指摘し、冤罪であるので、即時釈放を求めれば、正犯は、犯罪を認めざるを得ず、金軍学は即時釈放されたことは自明の理であります。

しかし、被告発人は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幇助したものです。

よって、被告発人の所為は、前記11件の警察官、検察官、裁判官ら正犯のなす 刑法194条 特別公務員職権濫用罪に対する 刑法62条1項幇助罪に該当するものです。

Ⅱ. 虚偽告訴罪 幇助の犯罪事実

1. 正犯の警察官らは、平成22年6月中旬頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4-4の幇助行為を指して、嘘偽に、手柄を得たい被告発人は、不法就労した正犯を通常の対処と異なり、入管法違反(資格外活動)で厳しく懲役刑にすることを画策し、それには国際法に反しないために、入管法の幇助者である雇用者を不法就労助長罪で処罰せねばならないが、情により処罰したくないので、金軍学らを代わりの幇助者としてでっち上げ刑法で処罰させることを画策し、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪であるとして、都内の警察署に逮

捕監禁中の金軍学を入管法違反(資格外活動)の幇助罪の容疑などで、東京地方検察庁に内容嘘偽の罪名で虚偽告発(送検)したもので、警察官らの所為は、刑法172条 虚偽告訴罪に該当するものです。

被告発人の弁護人 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幇助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に 釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

2. 正犯の警察官らは、平成22年7月上旬頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4-4の幇助行為を指して、嘘偽に、手柄を得たい被告発人は、不法就労した正犯を通常の対処と異なり、入管法違反(資格外活動)で厳しく懲役刑にすることを画策し、それには国際法に反しないために、入管法の幇助者である雇用者を不法就労助長罪で処罰せねばならないが、情により処罰したくないので、金軍学らを代わりの幇助者としてでっち上げ刑法で処罰させることを画策し、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪であるとして、都内の警察署に逮捕監禁中の金軍学を入管法違反(資格外活動)の幇助罪の容疑などで、東京地方検察庁に内容嘘偽の罪名で虚偽告発(追加送検)したもので、警察官らの所為は、刑法172条 虚偽告訴罪に該当するものです。

被告発人の弁護人 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反

し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幇助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に 釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

3. 正犯の検察官は、平成22年7月下旬頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4-4の幇助行為を指して、嘘偽に、手柄を得たい被告発人は、不法就労した正犯を通常の対処と異なり、入管法違反(資格外活動)で厳しく懲役刑にすることを画策し、それには国際法に反しないために、入管法の幇助者である雇用者を不法就労助長罪で処罰せねばならないが、情により処罰したくないので、金軍学を代わりの幇助者としてでっち上げ刑法で処罰させることを画策し、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは犯罪として、都内の警察署に逮捕・監禁中の金軍学を入管法違反(資格外活動)の幇助罪で、東京地方裁判所に虚偽告発(起訴)をしたもので、警察官らの所為は、刑法172条 虚偽告訴罪に該当するものです。

被告発人の弁護人 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幇助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に 釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。 4. 正犯の検察官は、平成22年10月末頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4-4の幇助行為を指して、嘘偽に、取調べの検察官に同調し手柄を得たい被告発人は、不法就労した正犯を通常の対処と異なり、入管法違反(資格外活動)で厳しく懲役刑にしたので、それには国際法に反しないために、入管法の幇助者である雇用者を不法就労助長罪で処罰せねばならないが、情により処罰したくないので、画策通り、金軍学を代わりの幇助者としてでっち上げ刑法で処罰させるため、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは犯罪であるとして、入国者収容所(又は都内の警察署)に収監中の金軍学を入管法違反(資格外活動)の幇助罪で、東京地方裁判所に虚偽告発(論告求刑)をしたもので、検察官の所為は、刑法172条 虚偽告訴罪に該当するものです。

被告発人の弁護人 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幇助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に 釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

以上4件の告発事実(犯罪事実)について、以下は虚偽告発の目的を補充

前記 I. 特別公務員職権乱用罪 幇助の犯罪事実 に同じです。

したがって、金軍学は何ら犯罪行為をしていないのに卑劣な違法行為の手口で犯罪者にしたので、

被告発人の不法な虚偽告発は単なる過失ではなく悪質な故意のある犯罪行為(後述)です。

被告発人が、上記の趣旨で正犯の犯罪を指摘し、冤罪であるので、即時釈放を求めれば、正犯は、犯罪を認めざるを得ず、金軍学は即時釈放されたことは自明の理であります。

しかし、被告発人は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幇助したものです。

よって、被告発人の所為は、前記4件の警察官、検察官ら正犯のなす 刑法172条 虚偽告訴罪に対する刑法62条1項 幇助罪に該当するものです。

Ⅲ. 悪質な故意のある犯罪行為 (告発事実の故意について)

3. 風が吹けば桶屋が儲かる式の結論ありきの強引な因果関係による幇助論はぞっとします。

正犯の嘘偽告発・逮捕監禁の犯罪趣旨は、告発人が共犯者の金軍学と共謀し、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供することで、正犯は在留資格を取得できた。

正犯は在留資格が得られたので日本に在留できた。

在留できたので不法就労することが出来た。

よって、入管法違反(資格外活動による不法就労)の幇助所為をした犯罪であるとしたのです。

理由とした因果関係は、入管法の趣旨を大きく逸脱し、また幇助罪論理さえ逸脱した、明らかに適

用法を違法にこじつけた明らかに故意のある犯罪です。

こういう「風が吹けば桶屋が儲かる」論法が許されるのであれば、在留できたので不法就労することが出来た。の部分は、在留できたので殺人ができたとして、殺人罪の幇助罪にも出来るのです。

中国人は在留資格が得られたので日本に在留できた。の部分は、アパートの一室を借りることができたので、日本に在留できた。在留できたので、不法就労できた・・・在留できたので殺人ができた・・・すべて在留することができたに掛かる犯罪は、幇助罪にできることになります。

もちろん、幇助罪ですから、故意がなければなりませんが、 結論が決まっていますから、故意はいくらでもでっち上げることができます。

この事件でも、金軍学が報酬(謝礼)の分け前をを銀行振り込みしたとしています。

告発人は、内容虚偽の雇用契約書を正犯に提供したわけでなく、リーマンショックで予定していた4月の定期入社の採用ができなくなったので、採用を中止したためです。

告発人は、リーマンショックがなければ、採用して、派遣で、一人あたり月10万円くらいはピンはね出来ますので、虚偽の採用をする必要のないことは、業界の者でしたらすぐにわかります。しかし、特別公務員は税金で給与を貰っているのでビジネス感覚がまったくわからないのです。それで、被告発人は、リーマンショックなどの経済状況変化のわからない特別公務員なので、正規の雇用契約書を内容虚偽の雇用契約書と決めつけるのです。

これで、でっち上げの材料はできたのですが、幇助罪ですから「故意」が必要になります。 それで、採用を任せた金軍学のブローカー業務的な、謝礼の受け取りに着目するのです。 求人を任せられた採用担当は、有利な立場に立ちますから、中国文化では当然、謝礼の受け取りが発生します。この所為は感心しませんが中国文化では当たり前、むしろ儒教文化では、仲人などへの謝礼と同じ感覚なのです。

中国ビジネスで賄賂なしでは仕事ができないのと同じです。もちろん、中国文化を理解しない、論語さえ読んだことのない被告発人には、不道徳に見えるのです。それで、この謝礼の内、一部が告発人に流れたとでっち上げるのです。

被告発人の警察官は逮捕前に金軍学の経営する店に偵察に行き、彼がブローカー業務をやっていることも知っているし、居抜きの店は従業員が数人いる大きな飲食店ですから、開店には1000 万円以上の資金が必要なことくらい分かります。

当然、この金は、ブローカー業務でためた資金からですが、4人からの謝礼を全部合計しても100万円にはなりません。しかし、強引に一部が告発人に流れたとして故意論をでっち上げるのです。

公判でも検察官中野麻衣は、レフコ社に入金された

普通預金の記録から「キン」の名前で入金されているのは「金軍学」であると断定したのです。 中国人が、「姓」のみで銀行振込することは100%ないと中国人はいいます。日本人でもしません。

また報酬(謝礼)の金を銀行振込することも絶対ないと言いますが、警察官、検察官らは、自らの 生活習慣をそのまま中国人にあてはめたのです。

しかし、警察官、検察官らが、仲人さんへの謝礼やお中元、お歳暮を銀行振込で、 しかも「姓」だけで行っているとは、衝撃でした。 被告発人は、逮捕状や起訴状をみて、嘘偽の雇用契約書提供の関係が不法就労に結び付くのは「風が吹けば桶屋が儲かる」の論法と感じたと思いますが、なぜ因果関係になるのかを追求すれば、在留資格取消のトリックも判明したと思うので、未必の故意以上の故意を感じます。

2. 未必の故意

在留資格の付与条件、入管法の在留資格取消(22条の4)や不法就労助長罪(73条の2)の 存在を知らなかった、失念していたので、単なる過失だと言い訳するのであれば、

不法就労に関わる入管法事件を扱う弁護士として、入管法の趣旨、関連条項の創設、改定趣旨やその 内容などの法令調査を怠たって、職務を行うことは、

適用法誤りが指摘できず、取り返しがつかない人権侵害をおこし、被害者を社会のどん底に引きずり落とす悲惨な結果になることは、職務の性格上、充分認識していたとされるので、「未必の故意」といえます。

また、入管法違反事件を扱う弁護士が、入管法を知らなかったと言うのであれば、法治国家として の体をなしていないので、許されることではありません。

弁護士が、法律を知らなかったので、

適用法を誤ったと平然とするのでは、国民は安心して生活できません。

弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実 を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として 指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幇助したものです。 被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、告発人や金軍学は、 即時に釈放され、事件は終了していたことは自明の理であることからも証左できます。

3. 被告発人の幇助行為について故意

金軍学の弁護人は、最初の法定で会いました。最初で最期です。

金軍学の弁護人は、公判が開始されると、罪状認否で、金軍学に代わり、「全てを認めます」と言いました。認めるのは勝手ですが、日本の法律に疎い、金軍学が哀れでした。

以下は、告発人の弁護士村上との経緯ですが、金軍学の弁護人にも同じことが言えます。

村上弁護士は、告発人が逮捕された当日夜、入管法のコピー数枚を持って接見に来ている。入管法 そのものは小さな法律です。

数回、読み返しても2、3時間もあれば法令調査は十二分に可能です。

この事件は、告発人からすると事実関係を争うものではなく罪刑法定主義を争うものなので、 弁護士職務基本規程)を遵守すれば、以後の公判、実刑などの悲劇は起きなかったのです。

告発人の主張する、不法就労に対する幇助罪は不法就労助長罪しかない。

在留資格を得るには入管法では必要に応じて事実調査を行い在留資格が付与されており、

若し不正をしても在留資格取消処分です。などの主張に耳を傾け、入管法を冷静に熟読したり、

入管法に詳しい専門家に意見を聞くなりしていれば、正犯の成した不法就労に対する幇助罪の逮捕

理由である、入管法の在留資格の取消し(第22条の4 4項)を逮捕理由とする、

適用法誤りはすぐに発見できたのです。

それを警察、検察の主張に傾注し幇助罪の犯罪構成要件における時間差論に独走して、 告発人の主張を手続き論だとして耳を傾けなかったのです。

告発人は法学については一般教養レベルであるが、

サラリーマン時代から、中国貿易においては通産省に行き専門官などから指導を受け、

関連する法律を確認しながら違反しないようにしてきました。

企業経営においても、公開準備会社として法令遵守に気を配り、商法など専門家のセミナーにも通い、商法なども同様に確認し実践してきました。

入管法についても入管窓口などで教えを請い入管法などで確認しながら実務をしてきたので、

実務的には、弁護士(村上)より理解していたと思う。それで、入管法や入管法細則を東京拘置所に 差し入れて欲しいと依頼するが、差し入れされたのは細則だけでした。

この習性は告発人がコンピュータ技術者であったことによる。

理解するには、天井に届くほどの膨大な量のマニュアルを、

何度も読まなければOS、言語を初め関連技術を習得出来なかったからです。

そして告発人は、システムエンジニア(SE)だったので、社内牽制におけるアプリケーション設計とは、職務基本規定や詳細規定を作ることだったからです。

規定は作るだけではなく、日々の職務で実行することが必要であることを良く知っているからです。

もし被告発人らが、弁護士法、弁護士職務基本規程にそって謙虚に職務を遂行していれば、適用法 誤りは簡単に見つかり、

被告発人は、正犯の成した不法就労に対する幇助罪の逮捕理由である、

入管法の在留資格の取消し(第22条の4 4項)を逮捕理由とする、

適用法誤りを指摘し、罪刑法定主義の主張をして、弁護人の立場で正当な法律手続きをしていれば、 金軍学はすぐに釈放されていたことは自明の理であります。 警察官、検察官、裁判官らの特別公務員の成す犯罪行為によって 何ら義務のない逮捕・監禁から法律的に開放できるのは弁護士だけであります。

入管法の在留資格の取消し(第22条の4 4項)を逮捕理由とする、

適用法誤りを見逃したのは過失との言い訳をするのであれば、

弁護士法、弁護士職務基本規程の定める、

必要な法令の調査を適切に行った上であれば、今回の過失は起こらないのであります。

弁護士法及び弁護士職務基本規程を遵守しないのは、

起こるべきして起きた当然の結果であり、飲酒運転による事故と同じく、弁護士が、

弁護士法及び弁護士職務基本規程を遵守しないのは、結果が見えている未必の故意であります。

弁護士法及び弁護士職務基本規程を遵守しないだけでなく、

刑事事件の弁護経験が少ないことが、刑事事件の弁護に自信を欠き、

警察官、検察官の逮捕理由に法的な誤りはないとの先入観で、

警察や検察の捜査に迎合したことは、結果として、警察、検察の捜査を支援したとしか言えない。 このことは、逮捕後2、3日して検察官(徳永)に接見するが、

検察官(徳永)の言う何ら意味のない、

「公判が持たない」との理由で釈放を拒否されて何ら対抗措置を取っていないことからも推測できる。

告発人のシステム業界では、こうした会話を「論理的でない」と言いますが、検察官と癒着した意味 のない会話であり、まともな弁護活動とは思えません。

弁護士である被告発人らの行為は、犯罪行為を成す警察官、検察官、裁判官らの行為に対して、 弁護士法及び弁護士職務基本規程を順守せず、弁護士としての基本職務を行なわないことは、犯罪 をなす警察官、検察官、裁判官を心理的に励まし、大いに実行行為を促進したことは明白であり、幇助罪に該当するものであります。

また、弁護士制度の信頼を失うものであり、司法制度の崩壊にもつながりかねないことから厳しい 処分が必要であります。

4. 入管法違反(資格外活動)事件は珍しい事件ではありません。弁護士の未必の故意は異常です。

事実として、告訴人が収監された警察の留置所は、不法就労の逮捕者で溢れかえっていました。 不法滞在10年以上も珍しくありません。多くの場合、情により雇用者を不法就労助長罪で逮捕さ えせず処分しませんので、不法就労した外国人の内、不法滞在者は、通常は刑事処分はせずに入管送 りで国外強制退去です。

正規の滞在資格は、多くの場合、不法にも法の下での平等に反し罰金刑などで刑事処分をして恣意的に国外退去をさせているのです。しかし、この事件では正規の滞在資格であるため、罰金刑で国外退去とするところを、懲役刑にして手柄を得るため、在留資格の付与条件は法律の定めがなく法務大臣が未公開の付与条件で裁量により付与するものであるにも関わらず、内容虚偽の雇用契約書の提供が在留資格の取得を容易にしたとして虚偽の幇助者をでっちあげて不法就労罪を適用した、極めて悪質な犯罪です。

余談ですが、日々新聞をよんでいれば下記の記事を目にしたとおもいます。

大阪の中国人女子留学生がホステスとして働いていて、資格外活動の不法就労で逮捕され、「在留資格取消」に該当するので国外退去の行政処分になりましたが、この留学生は珍しく裁判をしました。

裁判の結果、処分取消になり勝訴しています。

留学ビザで風俗で働いてはいけないと決めているのは本則でなく省令だからです。 それに学業成績もよく学業に支障をきたすという理由もはねつけられています。

在留資格の付与条件は法律で規定されておらず非公開で法務大臣の裁量であり在留資格を容易にしたとも言えず、虚偽の書類提出は国外退去の行政処分であることも知っており、正犯を逮捕理由とした、犯罪事実が「在留資格取消」の幇助理由であることは100も承知しており、入管法事件を扱う正犯の職権濫用の犯意は 明らかな故意(認識有る過失) です。

さらに、逮捕され(平成22年6月14日)後、起訴される月の平成22年7月1日より施行された、入管法改正では、「在留資格取消」に、他の外国人に対し嘘偽の書類の堤出を幇助したりした外国人は、国外退去とする条項が追加され施行されたことでもわかるように、 入管法の嘘偽の書類 堤出の幇助が刑事処分の対象でないことは明白であり、入管法事件を扱う警察官らの職権濫用の犯意は 故意(認識有る過失) であると言えるのです。

不法就労に対しては、法の下の平等及び国際法に反しないように、入管法違反(不法就労)では、不法就労した外国人を不法就労罪とする時は、不法就労させた事業者を、不法就労助長罪で、平等に刑事処分することが、入管法の趣旨であることからも、不法就労の幇助罪に、不法就労助長罪以外を適用することが相当でないことを、入管法違反(不法就労)事件を扱う司法警察官は、当然、熟知していたので、不法就労罪に対して、在留資格取消の幇助理由を刑法幇助罪の幇助理由とすることは、計画された故意(認識有る過失) であると言えます。

事実として、多くの入管法違反(不法就労)では、不法就労した外国人を逮捕しますが、多くの場合事業者を逮捕しませんので、 雇用者を不法就労助長罪で処罰しない時は、不法就労した外国人は、不起訴もしくは少額罰金で、入管送りとしていたことも職務上、充分に知っていたのです。

従って、入管法の不法就労に関係する不法就労罪、不法就労助長罪、在留資格取消などの法律は充 分理解しての犯行ですから、職権濫用の犯意は 故意(認識有る過失) であると言えるのです。

取調べの際、不起訴で釈放されると思った司法警察官(賀来)は、こう言ったのです。

これからは、入管法でわからなければ、警察に聞いてくださいよ。

私でわからないところは、専門の人がいるので聞いて教えますよ。

このことからも警察は入管法に熟知しており計算された明らかな故意です。

捜査指揮をした若い検察官徳永は、

取調べの際、告発人が、罪刑法定主義では何の罪にもならないと言うと、

「私は偉いのです。誰があなたのことを信じますか、誰もあなたの言うことを信じませんよ」

「私は偉いのです。認めれば罰金、認めなければ懲役刑にでも出来るのです」

「私は偉いのです。多くの中国人は不起訴または少額罰金で入管送りになります。貴方も認めれば罰金刑にします」と言ったのです。

誰も信じなかったのは確かですが、このことからも計算された故意です。

しかし法の専門家である弁護士が、この犯罪を見破れないのは、未必の故意で、ただただ入管法 「在留資格取消」を確認しなかったのが原因です。

法律をすべて丸暗記している、裁判官、検察官、弁護士はいないと思います。

だから関係者は、都度、六法を開いて関連法の確認をしているのです。

被告発人は、警察官、検察官、裁判官は必ず適用法調査をして逮捕するので、適用法に間違いない として、事件を安易に考え時間をかけずに、金儲け第一で効率的に弁護をしたものです。 弁護人としては異常です。

弁護士職務基本規定さえ守らないで、弁護士への信頼を失わせる犯罪です。

第3章. 注釈的説明

1. 弁護士法 弁護士の使命及び職務

第一章 弁護士の使命及び職務

(弁護士の使命)

第一条 被告発人である弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。

2 被告発人である弁護士は、前項の使命に基き、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法 律制度の改善に努力しなければならない。

2. 弁護士職務基本規程

(法令等の調査)

第三十七条 被告発人である弁護士は、事件の処理に当たり、必要な法令の調査を怠ってはならない。 2 被告発人である弁護士は事件の処理に当たり必要かつ可能な事実関係の調査を行うように努め る

(遵守のための措置)

第五十五条 複数の弁護士が法律事務所(弁護士法人の法律事務所である場合を除く)を共にする場合(以下この法律事務所を「共同事務所」という)において、その共同事務所に所属する弁護士(以下「所属弁護士」という)を監督する権限のある弁護士は、所属 弁護士がこの規程を遵守するための必要な措置をとるように努める。

第4章 金軍学の被害

被告発人らの、日本国法を侮辱する、悪質な虚偽告発及び職権濫用により、 金軍学は、懲役1年半、 執行猶予3年 罰金100万円であった。

金軍学は、肉体的苦痛や精神的苦痛、社会的信用を失い、 ブローカー業の謝礼で貯めた1000万円で手にした中華料理店を失いました。

そして逮捕、拘留、判決により、生活の基盤である日本から強制退去をさせられ、 すべての信用、財産や収入、生活の基盤などを失うことになったのです。

金軍学のうけた懲役刑は、中国での人生にも大きく負担になります。

早急に、検察側が再審請求して起訴を取り下げ、賠償をすべきです。

日本人だけだったら、検察官が言った本音(私はは偉いんです)で握り潰せますが、 日本法は明文法ですから、国際的に握りつぶすことは出来ません。

罪のない中国人を罪人にして、金(罰金)まで巻き揚げて、国外追放処分にしたのです。 国際的にも恥ずかしいことをしてくれたものです。

早急に適切な処理をしないと、いずれ従軍慰安婦や徴用工なみの国際問題になります。 この件に関しては、中国人らが注意深く注目しています。

第5章 其の他

I. 立証方法

- 1. 起訴状出入国管理及び難民認定法並びに刑法等
- 3. 入管法改正にか
- 2. 日本国憲法、かる国会議事録(本会議および委員会等) (法の創設および改正趣旨)
- 6. 東京地裁判決

Ⅱ. 関係情報

起訴状

(平成22年東地庁外領第6487、6624 平成22年検第17461、17462、29215、29216)

Ⅲ. 添付書類

必要な資料は、上記関係情報より取得してください

〒261-0003 千葉市美浜区高浜6-18-9 長野恭博

Eメール nagano@miraico.jp 携帯電話 090-4824-7899